

充実した総合法律支援を実施するための 方策についての有識者検討会 第2回会議 議事録

第1 日 時 平成26年4月15日（火） 自 午後3時01分
至 午後6時00分

第2 場 所 法務省20階第一会議室

第3 議 題 （1）高齢者・障害者に対して、適切な法的支援を実施するに当たって
の問題点及びこれを解消するための方策について
（2）ADR利用者に対して、適切な法的支援を実施するに当たっての
問題点及びこれを解消するための方策について

○伊藤座長 定刻でございますので、ただいまから充実した総合法律支援を実施するための方策についての有識者検討会第2回会議を開催いたします。

皆様方、御多忙のところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。

また、本日は第1回会議を欠席でございました菊地委員に御出席いただいております。第1回会議では委員の皆様にご概略的な御意見をいただきましたが、菊地委員からも本検討会に臨むに当たりまして御意見に関する資料を御準備いただいているようでございますので、あわせて菊地委員から一言お願いしたいと存じます。

○菊地委員 改めまして、皆さん、こんにちは。伊豆市長の菊地でございます。1回目欠席いたしました。

伊豆市長になって6年たちましたけれども、特に市の行政に平均値を対象とした行政はございません。地域によって若い人が多いところもあるし、一番高いところでは地区で高齢化率80%というところもございます。それから、私が小さいときから今に至るまで戸締りということをした癖がございませんので、基本的に人を疑うということを知らない。そこに急速に電話商法だとか訪問商法だとか健康商法だとかいろいろなことが入っておりまして、大変に危惧をしております。

それから、大きな災害時にも普段から法律の専門家に相談をしていいのだ、自分にも法律の支援はあるのだという認識がない市民が多いものですから、そのような方々にとって災害時だからじゃあ弁護士さんということの認識がないわけですね。

それから、三つ目に、さらに新たなトレンドとして、市民も国外に参りますし、国外から伊豆市のような田舎にも投資をするような案件が出てまいりました。グローバリゼーションの波は地方都市といえども素通りはいたしませんので、いろいろな意味で真の意味で総合的な法律支援が強化されますことを心から御期待しております。

よろしくお願いいたします。

○伊藤座長 ありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、本日の配付資料につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○松井参事官 それでは、お手元に配付しております資料について御説明をいたします。

一番最初に配付資料目録というものがございまして、資料1から資料11までの表題が記載されております。

一つおめくりいただきまして、資料1でございます。これはただいま御説明いただきました菊地委員の御意見に関する資料でございます。

もう一つおめくりいただきまして資料2でございます。これは法テラス作成の障がい者に対する民事法律扶助の実施状況に関する資料でございます。法テラスでは特に障害者の援助についての統計は有していないことから、昨年4月～6月の3か月間、東京、広島、山梨の三つの地域において被援助者の障がいの有無、類型についてサンプル的に調査を行いました。結果、事務所間のばらつきが大きく、必ずしも有意な傾向を把握することはできませんでしたが、3事務所共通して知的障害の方の援助が低調でありました。なお、法テラスでは本年4月1日から全事務所において同様の調査を実施しており、この検討会においても適宜その状況経過について御報告する予定であります。

資料３は当検討会で検討すべき事項に関して伊藤座長が私案として作成された論点表案でございます。

資料４は厚生労働省、高橋課長の説明資料でございます。

資料５は同じく厚生労働省の阿萬室長の説明資料でございます。

次に、資料６でございます。独立行政法人国民生活センター、鈴木部長及び浦川課長の説明資料でございます。

次に、資料７でございますが、青木弁護士の説明資料でございます。これは資料７－１と７－２に分かれておりますが、一連のものでございます。

次に、資料８でございます。これは田島委員のほうから、本日田島委員が理事長をお務めになります南高愛隣会の取組についての御意見、御発表があるということでございまして、その説明資料でございます。

続きまして、資料９は法務省大臣官房司法法制部、鈴木参事官からＡＤＲ検討会に関する資料でございます。

次に、資料１０でございますが、これもＡＤＲに関するものでございまして、法テラスの相原事務局長の説明資料でございます。

次に、資料１１は早稲田大学の道垣内教授、一橋大学の山本教授、京都大学の山田教授の御意見の資料でございます。

一番最後、番号入れておりませんが、人口及び民事法律扶助被援助者に占める高齢者の比率の差という資料につきましては、佐藤委員のほうから、前回の会議で私どもが御説明させていただいた資料についてさらに詳細な分析をされました結果でございまして、これにつきましても今日の検討の中で御意見があるというふうに伺っている次第でございます。

資料につきましては以上でございます。

○伊藤座長 それでは、本日の会議の議題について申し上げます。お手元に配付いたしました議事次第にございますとおり、本日、皆様に御検討いただく主な議題は三つございます。１点目は、本検討会において検討すべき事項についてです。２点目は、高齢者・障害者に対する法的支援についてです。３点目は、ＡＤＲ利用者に対する法的支援についてです。

それでは、それぞれにつきまして事務局から詳しい説明をお願いいたします。

○松井参事官 それでは、本日の議事について御説明いたします。まず初めに、第１回の検討会で伊藤座長から御発言がありましたとおり、本検討会で議論すべき事項につきまして、伊藤座長から具体的な論点を御提示いただきましたので、これについて御協議をお願いします。

２点目として、高齢者・障害者に対し適切な法的支援を実施するに当たっての問題点及びこれを解消するための方策の検討に関連して、高齢者・障害者福祉を所管する厚生労働省及び消費者行政を実施する国民生活センターの御担当者から、それぞれの立場からの高齢者・障害者に対する取組について御説明いただきます。

また、高齢者・障害者に対する法律サービスの担い手の代表といたしまして、日弁連高齢者・障害者の権利に関する委員会事務局長をお努めの青木弁護士からもその取組について御説明いただきますので、これらを踏まえまして委員の皆様にご協議いただきました。

いと思っております。

次に、３点目といたしまして、ＡＤＲ利用者に対して適切な法的支援を実施するに当たっての問題点及びこれを解消するための方策に関連して、認証ＡＤＲを所管する法務省の担当者から、ＡＤＲ法附則に基づいて行われたＡＤＲ検討会の検討結果を御説明いただき、法テラスからはその検討結果を受けての法テラスの取組について御説明いただきます。

さらに、山本教授からは仲裁型ＡＤＲへの民事法律扶助を必要とする立場から御意見をいただきますので、これらを踏まえて委員の皆様に御協議いただきたいと思いますと思っております。

○伊藤座長 それでは、ただいま説明ございました順に議事を進めたいと存じますが、よろしゅうございますか。そのようにさせていただきます。

そこで、まず初めに、当検討会で検討すべき事項につきまして、私からの私案としてお手元の資料３にございます論点表案を提示させていただきました。その内容につきましては、事務局から委員の皆様に既に御説明を差し上げたと承知しております。皆様方の御了解が得られれば、この論点表案に沿いまして当検討会の協議を進めていくことにしたいと思いますが、この点も御了解いただけますでしょうか。

(各委員了承)

ありがとうございます。

そこで議事を進めまして、高齢者・障害者に対する法的支援につきまして、高橋課長、阿萬室長、鈴木部長、浦川課長及び青木弁護士の皆様方から御説明をお願いしたいと存じますので、恐縮でございますけれども、こちらのお席に御移動をいただけますでしょうか。

早速でございますが、厚生労働省老健局高齢者支援課、高橋課長から厚生労働省における高齢者施策につきまして説明をお願いいたします。

○高橋課長 ただいま御紹介をいただきました厚生労働省老健局で高齢者支援課長をしております高橋と申します。きょうはこの検討会の場で高齢者施策の関係で御説明をさせていただく機会をいただけて、本当にありがとうございます。

お手元に資料４ということで説明資料をお配りをさせていただいておりますので、こちらとスライドを使って御紹介、御説明をさせていただきたいと思えます。どうぞよろしく願いをいたします。

最初の１ページ目ですけれども、我が国の高齢者を取り巻く状況、介護保険を取り巻く状況ということで、簡単に背景的なことを御紹介させていただければと思います。私どもでは２０２５年に向けての取組をしっかりと行かないといけないというような問題意識を持っております。これは団塊の世代の方がすべて７５歳以上になられるのが２０２５年ということで、ここを一つの目標として施策に取り組んでおるのですけれども。６５歳以上の高齢者の方が３，６００万人ということで、特に７５歳以上の高齢者の方が今約１，５００万人いらっしゃいますのが、２，２００万人ということで、これから１．５倍、５割増しになってくると、そういう非常に超高齢の社会の進展がまた急激に加速してくると、そうしたところをとらえていろいろな施策を打っていかねばいけないと、そんな問題意識でおります。

また、同じ高齢者の中といっても認知症の方の数が非常に増えていくとか、また一人暮らしの方とか、また高齢者だけの世帯の方という方が全体の世帯数の28%くらいになってくるということで、非常にいろいろなケアを必要とされる方が増えてくると、そんなような予測になっております。

また、地域別に見ましても、特にこれからの高齢化については大都市圏で急激な進展をするというふうに見込まれておりまして、例えば埼玉県とか千葉県ですと約2倍というようなペースで75歳以上の人口の方が増えてくると、そんなような推測でございます。こちら75歳以上の方の人口が増えてくる一方で、また2025年以降は今度85歳以上の方がまた割合が増えてくるというような、そういう予測値であります。

一方で、それを支える40歳以上の人口は減少してくると、そんなような見込みがあるということでございます。これは先ほどと一緒に地域ごとの高齢化の今後の進展の状況の違いをあらわしたものであります。

また、これは介護保険全体の給付額。今大体9兆円くらいの規模で介護保険を入れさせていただいておりますけれども、2025年には21兆円というような規模になってくるというようなことでございます。これは省略させていただきます。

そうした中で、私どもでは地域包括ケアシステムを構築していこうというようなことに取り組んでおりまして、概ね30分以内に必要ないろいろな介護のサービスが提供できるような、そういう体制を全国に築いていこうというようなことで、中学校区単位当たりの圏域を日常生活圏域という言い方をさせていただいておりますけれども、そうした単位ごとにいろいろな介護の関係のサービスが提供されるような、そういう体制を構築していこうということを考えております。

その一つのコアになるものとして、地域包括支援センターといって高齢者のいろいろな相談とか、そうしたことにお応えできるような、そういうものを今全国に整備しております。こうした中でももちろん介護の関係とか、そうしたことの相談にお応えをして、必要な支援をいろいろ御紹介するというような機能が中心になるわけですが、高齢者の方のいろいろな相談事をこの地域の包括支援センターというところで受け付けて、いろいろなところにつないでいくと、そんなような機能も持っておりますし、あと権利擁護関係の業務といったようなことも担当しておりまして、そうした機能の役割を地域の中で果たしているというようなことでございます。

これが全国でブランチを合わせると7,000カ所ほど今整備をされているということでございますけれども、もともとが介護のいろいろな相談に応えていくというようなことを趣旨としておりますので、保健師とか社会福祉士とか主任介護支援専門員、要はケアマネージャー、こうしたところを専門職として配置をして、いろいろな相談業務に当たっておるわけですが、法的な専門職とかそうしたものの配置がありませんので、いろいろな相談の中にはそうしたものもあって、そうした部分でまた法テラスの関係でいろいろな御協力がいただければ大変ありがたいというふうに考えております。

これは包括支援センターで受けている相談の件数、全体の件数900万件余のうち権利擁護の関係で36万件というような数字がございますし。また、国民生活センターにいろいろな相談事があって、後ほどまた御説明もあるかと思っておりますけれども、地域包括支援センターができて以降は、一瞬国民生活センターさんの相談件数がちょっと落ちて

いるというようなことがありますので、高齢者の相談についてはかなり地域包括支援センターのほうに集まるようになってきているという部分があるのかなというふうに思っております。

これは国民生活センターさんのデータなのでまた後ほどあるかと思いますが、御説明は省かせていただきますけれども、高齢者についてはいろいろな相談、トラブルというようなことがあるということでございます。

地域包括支援センターの中でやはり権利擁護の業務とか総合相談支援業務、かなり業務量としても多いよというような状況でもございますし、また消費者被害とか経済的問題に関する相談、こうしたものも総合相談の窓口ということで持ち込まれているというような状況があるということでございます。

あと、これは地域ケア会議といいまして、各地域包括支援センター単位くらいで個別のいろいろな困難事例とか症例検討なんかをしながら、この方にとってはこういった支援策が必要なのかというようなことを議論して、また提示していくためのそういう会議というものをやっております。これも介護関係者を中心に組成しておりますけれども、ものによってはいろいろな法的なトラブルというようなことが解決に当たって必要になるケースも見受けられるということでございます。

ここから一方で少し話題を変えまして、認知症の関係の状況を御説明をさせていただきたいと思います。長寿命化に伴いまして認知症の方というのが非常に増えてきておりまして、介護保険制度を利用されている方でも280万人ということですし、全体では440万人くらいの方が今でも認知症の方がいらっしゃるというような状況でございまして、今後ますます増えていく認知症の方をしっかりと地域で支えていくということが必要だろうというふうに考えているところでございます。

この関係で、後見制度の関係でも私どもも取組をさせていただいております。民法の改正で成年後見制度ができたときに私どもの老人福祉法の改正もさせていただきまして、市町村申立てができるような規定をおかせていただいておりますのと、あといろいろな支援施策とか権利擁護事業とかをしっかりとやっていけるようなことで介護保険法の中にも盛り込んでいたりとか、また24年には改めて老人福祉法の中で市町村が後見の業務を適正に行う人材育成とか、そうしたことをしっかりとやるというような努力義務規定なんかも置かせていただいております。取り組んでいるということでございます。

これが成年後見制度利用支援事業といってやっておるものでございますけれども、広報・普及活動を実施していくというようなこととか、あと低所得の方はなかなか報償費とか申立費が払えないということがありますので、そうした経費を助成するような事業、これは介護保険財政の中で介護保険事業としてやっているというような取組をさせていただいております。

また、市民後見の推進ということについて、これは介護保険とは別の国費の中でやらせていただいておりますけれども、研修の実施とか体制を整備していくためのいろいろな取組について市町村に対する支援をしておるというような取組をさせていただいております。

だんだんと市町村申立件数が増えてきているというような状況にあるということでございますし。また、専門職、弁護士、司法書士の方が後見を受けていただいているとい

うのもあれですけども、多分全然数が足りなくなってくるというようなことがございますので、最近では社会福祉士とか社協なんかの後見というのもありますし、また市民後見人を増やしていかないといけないと、そういう問題意識を持っておるということでございます。

最後に、高齢者の虐待の防止の関係でございますが、虐待防止法17年にできた法律でございますけれども、高齢者の虐待とかそうした情報が市町村に通報されますと、市町村のほうで事実確認をして必要に応じて措置とかそうした対処をしていくというような、そういうことも取り組んでおるということでございます。それぞれ件数とかそうしたものも紹介をさせていただいておりますけれども。

私ども高齢者の関係でこうした取組をさせていただいているという御紹介をさせていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

○伊藤座長 ありがとうございます。

引き続きまして、同じく厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室の阿萬室長から、成年後見、障害者虐待防止を中心に障害児・障害者の現状等につきまして御説明をお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○阿萬室長 それでは、失礼いたします。障害保健福祉部の者で阿萬と申します。

基本的には、障害者に関する福祉の関係は高齢者の介護保険の、高齢者福祉の関係とかなり似ているところがございます。大体イメージとしては同じような形だと思っています。ただきつつ御覧いただくといいのではないかなと思います。

と言いつつ、まず障害者の数につきまして、皆様御承知のとおり障害者と言いましても身体障害者、知的障害者、精神障害者のいろいろな障害の種別とかもございまして、それぞれの種別を全部統合して統計的に把握をするということが実はやっておりませんので、これはいろいろな個別の調査をそれぞれ合わせた形になりますのでイメージということでございますが、大体これくらいの数のオーダーの障害者の方が今我が国におられるということで御覧いただければと思います。

一つ目のスライドで御覧いただきますと、約700万人強、800万人弱くらいの方がおられまして、そしてそのうち大体知的障害、精神障害の方々、特にやはり法的支援が必要となると思われる方々の合計が大体身体障害の方々と大体半々くらいの状況になっております。

そして、1枚目のスライドの左のほうを御覧いただきますと、施設と在宅で見ても、施設入所の方々というのは実は1割もおられなくて、ほとんどの方々9割を超える方々が在宅で生活をされているということでございます。

そして、右のほうを御覧いただきますと、これは年齢別でございますが、65歳未満と65歳以上で見ますと大体これも半々くらいの方々が今おられるという状況でございます。

それらの方々につきまして、先ほど高橋課長の説明でございました介護保険制度12年度からスタートしておりますけれども、障害者施策に関しましては3障害が統合した障害者自立支援法という法律ができましたのが平成18年でございます。平成18年の段階で障害福祉サービスにつきましては実は大きな転換がございまして、それまでは予算の範囲内で福祉の一環、福祉サービス、予算の範囲内で行政の仕事として行っていた

ものにつきまして、指定を受けた事業者が利用者の方々と契約を結んで利用者の選択によりましてサービスを利用していただくと。さらにその費用につきましては国の義務的な負担になるという形の仕組みに、18年度から3障害一元化という形で実施をされております。

そのような中、この10年間、17年度と26年度を比較いたしますと2倍以上に国費は増加してきているという状況でございます。その中でこれは3種類ございますが、上の二つ、一つ目が障害児の関係の福祉分、これは医療分を除く福祉分だけでございますが、障害児の関係、そして自立支援給付というのが障害児でも使えるサービスがございますが、基本的には障害者がメインに使っているサービスというふうに御覧いただければと思います。そして、一番下が地域生活支援事業と言いまして、これは今申し上げました国の義務的負担というよりも、個別の給付以外のものについてそれぞれ自治体が予算事業として行っているものについて、国が財政的支援を行っているというものでございます。その中に例えば成年後見制度の利用促進ですとか、そのような制度も一緒に入っているということでございます。

そして、成年後見制度の話に4ページ目のスライドから入らせていただきます。これは先ほど高橋課長の説明資料と同じような形で整理をさせていただいております。この中で24年度の動きといたしまして、法律を改正して、先ほど申し上げた障害者自立支援法を改正する中で成年後見制度の利用支援事業、これにつきまして一応必須事業ということで市町村がこれを行うものとするということで定められております。そのほかそれにつきまして制度の普及支援事業なども同じく24年度から施行されて、そして25年度には今度は名前が、現在は総合支援法という形で定めておりますけれども、その中で事業者の努力義務といたしまして障害者の意思決定支援の尊重ですとか、そういうことを配慮する義務としてうたっているところでございます。

また、同じ中で、先ほど24年度の法改正で老人福祉法の改正があったということがありましたけれども、知的障害者福祉法につきましては25年4月の施行、そして精神障害者の関係につきましては26年4月の施行ということで、同じような市町村の義務、努力義務の規定をつけているというところでございます。

そのような中、成年後見制度の利用支援事業がどういう状況になっているかということでございますが、基本的には高齢者と余り変わらない数字となっておりますが、24年度から成年後見制度の利用支援ということで費用の助成などを行っている中で、一応25年4月の段階では大体7割強くらいの市町村において利用支援を行っているという状況でございます。

ただ、左下のほうを御覧いただきますと、国の助成に係る基準では対象につきましては市町村長の申立て以外も含むこととして幅広く支援する形としておりますが、まだ3分の2につきまして市町村申立ての場合に限って助成を行っているというのが現状でございます。後見人の費用の助成、報酬の助成などにつきましても、基本的には広く対応していただくことが今後重要だなどというふうには思っております。

そして、成年利用支援事業の利用者数の経年比較を次のページに入れております。このように御覧いただきますように24年度からかなり数としては増えておりまして、まだ1,000人には至っておりませんがかなりの数にはなっているということでござ

ざいます。

あと、一番左下のほうには利用者一人当たりの平均助成額、これはそれぞれの利用者の方々に助成をされている額、実額を出しておりますけれども、大体申立費用ですと大体に1回につき2万円弱くらいの助成を市町村のほうが行っておりまして、成年後見人の報酬につきましては大体一月2万円くらいの報酬という形になっているのが、大体全体的な傾向でございます。

そして、成年後見制度の法人後見の支援ということで、これも25年度から始めた事業でございまして、まだ25年度から始めたばかりでございますのでまだなかなか進んでおりませんけれども、これは先ほど高橋課長からも申し上げましたように、今後法人後見も含めたトータルな形での成年後見に関する支援を進めていく必要が障害者の関係でもあると思っております、そういう中で法的な形での支援もあわせて行っていける体制ができると非常に心強いというふうに思っております。

その次でございますが、障害者の関係は特に平成24年10月に障害者虐待防止法が施行されております。高齢者の虐待防止法からかなり遅れての法律の成立、施行となっておりますが、皆様いろいろ報道でもお聞きになっているとは思いますが、かなりいろいろなケースも出てきておりまして、我々も対応を今後どのようにやっていくかということをしていろいろ悩んでいるところでございます。

法律上の整理で資料をつけておきました。8ページ、9ページは御覧いただければと思いますが。特に9ページの関係で1点申し上げますと、高齢者の虐待防止法につきましては、在宅での養護者による虐待と、あと施設などでの施設職員などによる虐待の2種類でございましたけれども、障害者の場合には特に職場で働いておられる方も当然いっぱいおられますので、職場における使用者による虐待という類型もございます。

基本的なスキームとすると高齢者の虐待とほぼ同じでございしますが、虐待があったと思われるようなケースがありましたら市町村ですとか、この場合は都道府県とかの都道府県労働局もございしますが、そういうところに通報をいただいて、通報を受けたところがきちんと調査なり対応を行うというスキームになっております。

ちなみに、これが昨年の11月の公表しました24年10月の施行でございまして、24年度半年間のケースでございしますが、市区町村による虐待の判断件数として真ん中を御覧いただきますと、養護者による虐待が1,311件、そして施設の職員による虐待が80件ということで、半年という短い期間で見ましてもかなり多い数字になっていると考えておりまして、今後我々としてもこのようなケースにどのように対応していくのかということをしてきちんと検討していかなければいけないというふうに思っております。

最後に、虐待防止に関する関係の予算でございまして。これにつきましては先ほど最初に申し上げました地域生活支援事業という個別の義務的負担の経費ではなく、自治体が予算事業で行っているものに対して国が財政支援を行っているスキームの中のメニューの一つでございまして。

この中で1点御説明させていただきますと、事業内容の③の専門性の強化というところで、特に医学的な専門家又は法的な専門的助言を得る体制を確保した上で、有識者で構成されるチームを設置しまして虐待事例をいろいろ分析、そしてその後の同様の事例

に対する対応の検討なども含めてアドバイスをいただくというような事業を各市町村が行う場合に、国からも財政支援ができる形になっておりまして。この中で社会福祉士さんと弁護士さんの方々とチームをつくっていただいて、いろいろなアドバイスに乗っていただいているというケースもいろいろございます。このような形で個別のケースにつきまして特に法的な形での支援が必要となってくる場合が多いと思っておりますので、そのようなところにつきましてまた引き続き御助力いただければと思っております。

以上です。ありがとうございます。

○伊藤座長 ありがとうございます。

引き続きまして国民生活センター相談情報部、鈴木部長及び同部相談第2課、浦川課長から、高齢者の消費生活トラブルを中心にいたしまして、最近の消費生活相談の傾向についての説明をお願いいたしたいと存じます。どうぞよろしくよろしくお願いいたします。

○鈴木（基）部長 国民生活センターの鈴木と申します。こちら浦川でございます。

御存じのように高齢者の消費者トラブルというのは非常に増えております。また、高齢者というのは他の年齢層に比べて保有資産が多いということから、悪質事業者の本来にターゲットいわゆるカモになっております。ですから非常に被害金額も多くなっております。どのようにしたらトラブルを防げるかと私どもも苦慮しているところなのですが、本日はこのような機会をいただきましてありがとうございます。

それでは、本題に入る前に国民生活センターについて御存じない方もいらっしゃるかと思いますので、簡単に御説明いたします。国民生活センターは消費者庁所管の独立行政法人でして、スタートは昭和45年、1970年特殊法人として発足いたしました。その後平成15年、2003年に独立行政法人に組織変更されまして、以来44年、現在に至っております。

根拠法といたしましては独立行政法人国民生活センター法というのがございまして、目的はこの国民生活センター法や消費者基本法第25条にありますとおり、ここにあります国民生活の安定と向上に寄与するため、総合的見地から国民の生活に関する情報の提供を行うとか、相談で言えば事業者と消費者の間に生じた苦情の処理のあっせん及び当該苦情に係る相談等における全国の消費生活センターですとか、消費者行政全体の中核的な機関として積極的な役割を果たすと規定をされております。

業務といたしましては、こちらにあります相談、それから2番目に全国の消費生活センター現在約1,000カ所ありますけれども、全国の消費生活センターと国民生活センターをオンラインネットワークで結んでおりますP I O－N E Tというシステムがありますけれども、そこによる相談情報の収集・分析、そしてそこから中央省庁ですとか警察、裁判所、弁護士会等々への要請に基づく情報の提供などを行っております。そのほか商品テストですとか、6番目にあります裁判外紛争手続（ADR）などがございます。

機能といたしましては、大きく分けるとこちらの三つになるのですが、行政機関ですとか事業者団体への要望、情報提供など、また全国の消費生活センター等に対する支援、地方支援ということですが、地方支援を行っておりまして、また消費者に対する注意喚起という三つの機能を担っております。

続いて、現在の相談体制なのですが、今現在の私どもの主な相談業務としては、最初にあります経路相談、全国の消費生活センターへの支援という目的から、例えば地方の消費生活センターで解決が困難な案件などについて、相談処理の方法などを各地方消費生活センターの相談員さんにアドバイスを行っております。その経路相談が私どもの現在の柱となっております。

そのほかに、ここに消費者ホットライン、消費者ホットラインというのは消費者庁が設置した全国共通の電話番号なのですが、こちらを活用しました地方支援として平日バックアップ相談、それから土日祝日に相談を行っているセンターというのはまだ非常に少ない、3%程度なので、それを補完する意味で土日祝日相談も実施しております。

また、平日にはなかなか電話がかけられない勤労者層からお昼休みの時間帯に相談電話を受け付けておりますお昼の消費生活相談というのを昨年の7月29日から実施いたしました。

それから、特定トラブルに対する110番がありますけれども、高齢者に関するものとしては、関東のブロックの消費生活センターと合同で高齢者110番というのを毎年行っております。

これが平成25年度の相談件数の実績なのですが、国民生活センターとしては約2万件近くの相談を収集しております。

そして、これらの相談に基づきまして、消費者向けに原則月2回実施される記者説明会を通じまして消費者向けの注意喚起を行っているほか、高齢者に向けてはメールマガジンになるのですが、1枚で簡潔に注意を呼びかける見守り新鮮情報というのを発行しております。これは1枚ですぐパンフレット等になりますので、回覧板に入れていただいたり、そのようなことをしております。

そして、先ほど全国の消費生活センターに寄せられるP I O-N E Tというシステムがありますけれども、私ども国民生活センターの相談件数は2万件と申しましたけれども、全国の消費生活センターに寄せられる相談件数は、現在年間約90万程度となっております。P I O-N E T創設以来の累積件数は、平成12年度までで1,700万件強となっております。

そして、ここからが本題になりますけれども、中でも高齢者からの相談の割合が年々高くなっておりまして、人口の伸び率よりも相談の伸び率のほうが多くなっているという現状がございます。

○浦川課長 国民生活センターの浦川と申します。

ここから具体的な高齢者の相談件数等について御説明をさせていただきます。

高齢者の相談件数等でございますが、消費生活相談全体に占める高齢者相談の割合というのが、こちらは2003年からグラフをつくっておりますが、年々増加してきているということがP I O-N E T上からあらわれてきております。

次に、具体的にどういった商品、サービスの相談が寄せられるかということでございますが、70歳以上の相談では、健康、お金、住居にまつわるサービスが多いということがあらわれております。また相談全体ではインターネットにまつわる相談が多く寄せられております。

販売方法別の相談件数でございますが、70歳以上の相談では訪問販売、電話勧誘販売によるトラブルが約4割、事業者が突然訪問、電話をしてきて、不意打ち的に勧誘するケースがおおございます。70歳未満の相談では店舗販売、通信販売によるトラブルが約7割を占めております。

次に、高齢者トラブルの特徴でございます。高齢者トラブルの特徴といたしましては、高齢者を取り巻く環境の変化、健康状態、収入支出、生活スタイルがございまして、高齢者特有の不安として健康、お金、孤独の三つが挙げられます。これらの三つの不安をきっかけとして、それらにつけ込む悪質な勧誘が行われるということ。さらに、被害の深刻さ、被害金額が大きいということ、周囲が気づきにくいということも挙げられます。

消費者白書からの情報でございますが、高齢者、未成年者の相談は本人以外からの相談が寄せられる傾向がございます。

また、身近な高齢者トラブルの経験で本人が対応したのが3割、7割以上の方が消費生活センターを認知しているということがございます。

なお、消費生活センターを知ったきっかけでございますが、地域の広報誌やチラシ、ラジオ、テレビ、新聞、雑誌、書籍などがあります。消費生活センターは広報活動に力を入れておりますが、国民生活センターも報道機関からの取材件数、年間1,700件ほど対応しておりますので、そうしたことから取り上げられることもあるのかなというふうに思っております。

次に、では消費生活センターで相談に携わっている消費生活相談員の業務について、簡単に御説明させていただきます。消費生活相談につきましては、消費者安全法で規定されている有資格者である消費生活相談員が主に担っております。

また、斡旋に当たっては、消費者被害の実情、社会通念なども踏み込んで事業者を説得しております。弁護士と違って代理ということではありませんので、あくまで説得を通じてあっせんを行っております。

また、消費生活相談員というのは、行政のサービスにも熟知しておりまして、相談者の状況に応じた適切な窓口につなぐということも可能でございます。相談者にとって敷居が低く相談しやすいのではないかと考えております。

あとは、あっせんというところでございますが、結果として最終的に解決したかどうかにかかわらず、最終的な結果を目指して事業者と消費者の主張を調整し交渉をするということで、私どもあっせんというふうに呼んでおります。こうしたことをもとにしまして得られた情報をもとに、消費者への注意喚起・啓発、政策の企画立案や法改正等の検討に生かすことも可能ではないかと考えております。

次に、関係機関との連携でございますが、ここでは1例として詐欺的サクラサイト、インターネットの出会い系サイトの被害が近年非常に多く寄せられておりまして、特にサクラを使ったサイトというのが消費者トラブルを多く引き起こしておりました。それを撲滅するということを私どもキャンペーンを張るということで行いまして、消費者庁、日弁連、芸能関係の業界団体等と連携をしました。特に弁護士さんたちの団体である日弁連との関係では、適宜情報交換、意見交換を行いまして、消費者110番の同時開催、個別事案への対応などの連携を図っております。

あとの資料は、国民生活センターが昨年度合計28本情報提供いたしましたものをこ

ちらに①から④で載せております。

あとは、参考資料といたしまして、国民生活センターの法的な位置づけを（１），（２）で載せております。

説明は以上でございます。

○伊藤座長 ありがとうございます。

続きまして、日弁連高齢者・障害者の権利に関する委員会事務局長でいらっしゃる青木佳史弁護士から、高齢者・障害者の法的支援と総合支援法への期待について説明をお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○青木弁護士 皆さん、こんにちは。日弁連の高齢者・障害者の権利に関する委員会というちょっと長ったらしい名前ですが、その委員会の事務局長をしております弁護士の青木と申します。よろしくお願いいたします。

我々は、後で御紹介しますが、さまざまな活動を高齢者・障害者についてもやってきましたが、なかなか全国的なニーズに十分に答えきれていないというふうにも思っております。これまでも法テラスの皆様とさまざまなところでの取組の御相談をしてまいりました。今回このような形でさらに新しいステップを踏んでいただけるということに大変感謝と期待をしておりますので、これまでの経験もお伝えしまして、新しい取組に御一緒にさせていただければというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

お手元に資料７－１と７－２というものをお使いしまして御説明いたします。時間はそうありませんので、全部を御紹介はできませんが、資料としてもまた見ていただければというふうに思っております。

私ども前回スタッフ弁護士の方々からも弁護士が感じている高齢者・障害者の支援の大事なところというのを御紹介をしたと思いますが、我々も三つぐらいのところを大事にして相談をしていこうということで各地で取り組んできております。やはり普通の法律相談に比べまして高齢者全体、障害者全体の生活を見通した支援にしていけないと実際の支援にならないということで、そのためには専門性も必要ですが、一方で高齢者の方の生活全般に関するさまざまな面にきちっと視点がいく、予防も含めた視点がいくということも含め、かつ一つのトラブルだけを解決するのではなくて、その後の同じトラブルに遭わないための支援をどう作っていくかということも含めたそういった支援を弁護士自身が観点を持って他の専門の方と連携をしていくことが必要である、それが最大の特徴であるというふうに思っております。そういうことができる弁護士を全国にきちっと配置をしていこうということで取り組んでまいっております。

それをもう一回まとめた感じでありますが、三つの視点で特に強めていこうということで、バリアフリー、そしてニーズに対する専門的な対応、そして我々は社会的支援者と呼んでおりますが、さまざまな弁護士以外の高齢者・障害者にかかわられる支援の方々との密接な連携と、この三つが大きな特徴として進めなくてはいけないというふうに思っています。

一つ目はバリアフリー、これはアクセス障害の除去とも言いますので同じことだと思いますが、既に前回も御紹介ありましたように、高齢者・障害者の方とはいえさまざまな日常的な法的なトラブルというのはあるわけです。それ以外に判断能力の問題やある

いは虐待といった特有の問題もいろいろと起こってくるわけですが、そういうものについて十分に法的サービスにつながらないという幾つもの要因があるというふうに考えていまして、このバリアをバリアフリーにしていく。いわゆる建物のバリアフリー、それと同じように法的サービスのバリアフリーだということで対応してきておるところであります。

典型的な事例を挙げてみましたが、特に高齢者ではなくても身にかかるようなものが高齢者であればこのようなことになってしまうということでケース1を挙げておりますが。このように保証人の問題ではありますが、この方が施設に入ってしまうとそのことに自覚もなく訴状がある日届いてしまって、施設の方々が心配をしていく。しかし、今まではこれをどうしていいかわからないということになっていたわけですが、ここにきちっと施設の方が相談ができる、そして施設まで出向いてちゃんと相談にのる。御本人さんがどういうことかよくわからないと思っているところを説明をしてきちっと対応しましょうということで支援につなげていくと、こういうところをするためにはぜひとも今までのツールではないツールに基づく支援が必要であるというふうに考えてこれを展開をしていきたいというふうに思っています。

二つ目はやはり高齢者・障害者特有の専門的な知識、対応というものが必要な課題がたくさんあります。きょう前半で御報告いただいたさまざまな課題を弁護士も法的な観点からしっかりとらえて対応していくということが必要ですし、高齢者・障害者の方がわかりやすく、御本人さんたちのコミュニケーションの特性に応じてしっかりと伝えていき理解をしていただくという意味でも専門性が要求されるだろうというふうに思っています。

そういうものの典型として、このようにケアマネージャーさんや地域包括支援の方々が普段よく遭遇をするような事案があります。ここには消費者問題も入っていますし、認知症に基づく金銭管理の問題も入っていますし、そもそも福祉サービスや医療サービスを拒否をしてしまうというようなケースも含めてつながりますので、法的な問題と医療、介護の問題を総合的に対応しないといけない方ということになりますが、こういう方々のところにしっかりと弁護士が他の専門職の方々と連携をしながら入っていく。これも従来十分できていませんでした。また、判断能力が十分でないというだけで相談の意思がないのではないか、相談につなげられないという問題もありまして、こういった判断能力が十分ではない方へどうつないでいくかということがもう一つの大きな課題というふうになっています。

三つ目の視点は、先ほどから申し上げています社会的支援者との連携です。これは今までの二つのお話にもありましたように、御本人さんだけではなくて必ずこういった支援者の方々の気づきや協力がなければ支援に結びつかないというものが実際のところであります。

さらに最近我々が取り組んでいますのは、先ほど厚生労働省さんからもお話がありましたが、こういうことにかかわっている専門職の皆さん方に法的な助言をしっかりとしていくことで行政と連携した対応を図っていくということも重要であるというふうに思っています。

典型的なのはここにありますような虐待事案ですが、こういうものについて虐待防止

法ができて対応するというふうにはなっておりますが、実際に具体的に法的な要件や権限がどうなるかということも含めて対応が難しい件については弁護士がその専門職の方に助言をすることによってきちっとした対応ができていくということが有効だということで各地で取組が始まっております。こういった形は今まで弁護士の役割として十分やってこないと思いますが、これからはこういった専門職への法的な助言ということも非常に重要な、結果的にそれが御本人や家族の皆さんの支援につながるということで重要ではないかというふうに思っています。

これは虐待を事例にしましたが、先ほど御紹介がありました地域包括支援センターでは認知症の方の判断能力の支援、あるいは成年後見の支援も含めて権利擁護の支援ということをしておりますので、そういった全般に弁護士の支援ということが有効になるのではないかなというふうに思っております。

このような観点から、2000年に介護保険法ができて、2003年に障害者の支援費制度というのができて、大きく障害者・高齢者の方々のさまざまな制度が変わったときから権利擁護というのを意識をして、弁護士会ではセンターをつくりまして、そこで展開をしていくということを始めて十数年になります。詳しくはお手元の資料の7-2の真ん中ぐらいに弁護士白書ということで各地の取組状況をまとめさせていただいております。14ページ以降ですね。

今これまでの十数年間で重点的に各地の弁護士会と日弁連でやってきたものを七つほど挙げさせていただいています。時間がないので一覧していただくということになりますが、これ以外にももちろんありますが、この七つを特に重点的に課題として取り組んできております。ただ、いずれも模索をしながら各種の福祉や医療の関係者や消費生活センターと連携をしながらしていますが、さまざまな制度的手当もない中で必ずしも十分にニーズを拾い上げるだけのものになってきておりませんので、今回の総合支援法もこの点を見越してさまざまな検討いただけると大変ありがたいというふうに思っているところであります。

二つだけ典型的なものを若干御紹介をしますと。いわゆる電話相談・出張相談というバリアフリーのために重要なツールというふうに御紹介したのですが、今ようやくここまで広がってきておまして、これにつましてやはり広げていくことが必要だろうと。大阪弁護士会が一番実績上がっているの、資料にも自由と正義の文章をつけさせていただきましたが、これを見ていただきますと、電話相談が非常に有効に周知をしていくと、それに従って出張電話相談も増大していくということで、相当なニーズを拾えるようになってきています。この二つはセットでありまして、この二つをいかに連携して、しかも高齢者・障害者の周りの人たちに活用していただくかという視点が大事ということになっております。

7-2の資料を見ていただきますと、1ページですけれども、大阪弁護士会のこの15年間の実績であります、法テラスとの連携というのは非常に重要なかぎを握っておりまして、主張相談、来館相談いずれも法テラスを使つての相談が半分を超えている。最近では有料相談は横ばいではありますが、法テラスを使った出張相談・来館相談というのは大きな伸びを示しているというところもありますように、この弁護士会の取組と法テラスの取組の連携ということが非常に重要だというふうに思っています。

虐待対応チームにつきましては、先ほども御紹介いただきましたが、新しい弁護士のかかわり方として、直接御本人や家族さんに相談をするのではなくて、それを対応する行政や福祉関係者の皆さんに助言をすることによって確信を持って、あるいは具体的な対応について確認をしながら進めていただけるという意味で大きな安心感とスキルの向上にもつながっているのではないかと評価をさせていただいているところです。

一部助成事業をつけていただいておりますが、なかなか市町村がまだその有用性に基づいて半分の費用負担をするということになっていないことから必ずしも全国的には広がっておりませんが、それでも7-2の資料にありますように、5ページ以降に現状をまとめさせてもらっていますが、120以上の自治体で活用が始まっているということになっております。

以上を踏まえて我々活動してきておりますが、今回の総合支援法の課題の検討も含めて、我々としてぜひお願いをしたい点について幾つかまとめさせていただきました。時間がないのですべては申し上げられませんが。これまでも32条の高齢者・障害者の特段の配慮という規定に基づきまして、法テラスのほうでもさまざまな努力をしていただきまして、5点ぐらいで一緒に進めさせてきて、業務化していただいているというふうに考えております。ただ、これでもやはりまだ十分でないところがありまして、そこをぜひ今回御検討いただければというふうに思っているところです。

今回欲張って八つほど書かせていただいておりますが、全部をお話することはできませんので、また見ていただければというふうに思っておりますが。今まで申し上げたことの裏返しになりますが、ぜひこういった点で新しい仕組みができることでより一層高齢者、障害者の方への支援が届くのではないかとというふうに思っています。

もともと本人さんが判断能力があり、相談の意思が明確な人に対して経済的に十分でない方に対する支援をしようということで始まった法テラスの業務であります。今まで見てきていただいたように、御本人さんの意向、意思、判断だけで頼ってはなかなか十分なニーズに届かないという点がありまして、これは今後ますます進む。特に独居高齢者等が都会部を中心に急速に増える中で、これへの手当というのはやはり社会的支援者を一つのキーにすえた中での仕組みに変える、あるいは判断能力が十分でない方にもニーズが届くような仕組みに変えていく必要があるのではないかとというふうに思っております。

一つ目は、従来からお願いができていた出張相談などの相談ですが、これについては本当に出張してきちっと1時間、2時間かけてでも出かけていけるのに必要なだけの基盤整備というのがどうしても必要なのではないかと。大阪とかではできていることが地方ではやりにくいというのはやはり全然距離感が違うということが非常に大きいものがありますので、その点が重要ではないかとというふうに思っています。

さらに今はできないことになっております電話相談につきましても、これは出張相談・来館相談に結びつけるための重要なかぎでありますし、また御本人さん以外の方がまずは電話相談をつなげることによってこれは法的な相談なんだという迷いをとっていただくという意味でも非常に重要なものでありますので、これをぜひとも恒常的なものにする必要があるのではないかと思います。

奇しくもきょう法テラスさんと日弁連との共催で4月15日の遺言の日ということ

で、全国一斉電話相談というのをやっております、電話がひっきりなしにかかっているという報告を全国から受けていますが。そういったコラボレーション、今回初めてさせていただきましたが、こういうものを恒常的にできる方策はないかというふうに考えているところであります。

三つ目は社会的支援者に対する相談というのは今の枠組みではなかなか難しいということになっていますが、やはりこれは情報提供という数分間あるいは必要な資源を御紹介するだけでは難しいものでありますので、しっかりと社会的な支援者の方々へ相談ができるという体制が必要なのではないかというふうに、いろいろな形で考えられるのではないかというふうに思っています。

4番目、これを特にお願いしたいと思いますが、高齢者や障害者の支援をしていますと、いわゆる法的な紛争としての民事的な紛争解決だけではない、行政のサービスの利用とか、あるいはいわゆる介護サービスの中で貧困ビジネスとか虐待事案に対する対応ということで弁護士がその代理や調整などをすることが非常に重要な役割を占めます。先ほど言ったような包括的な支援ということの中では、だまされたところにだけ手当をすとか、成年後見に手当をすというだけではその方の生活は守れませんので、こういったさまざまな行政的な手続、あるいはそういった虐待対応について行政と連携をしながら一緒にやって対応するということに活動の法律事務としての延長線上で対応が必要なものがたくさんありますので、ここについてどうしていくかということもぜひ御検討いただきたいというふうに思っています。

今上の二つの〇がついたものだけ日弁連がお金を出した事業としてやらせていただいていますけれども、それ以外については日弁連の事業としてもできていないところでもありまして、ぜひ検討いただければというふうに思っているところであります。

時間がありませんので、あとはあれですが。触法障害者についてもこの数年間で国を挙げて対応していただいています、弁護士会としても触法障害者に対する支援で経時的な手続以外のところでの支援、刑事弁護に付随するところでのさまざまな支援が必要ということで実践はしてきていますが、それについての制度的手当というのは今のところございません状況で対応させていただいています。専門機関との連携という意味でもこれは非常に重要なモチーフになっていくのではないかというふうに思っています。

あとは時間もきましたので省略しますが。判断能力がない方についてでも利用できるようにするための幾つかの課題、それから先ほど御紹介があった地域包括ケアシステムの中における地域ケア会議、こういったものについても法律家がしっかりと関与できるような仕組み、そういったものもぜひ考えていきたいというふうに思っていますし。スタッフ弁護士と我々のようなジュディケア弁護士と一緒にやって各地域の中に浸透していくための方策というのも検討していくということが大事だろうというふうに思っているところです。

大変駆け足でありましたが、以上で私のほうの御説明にさせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○伊藤座長　ありがとうございました。

高橋課長、阿萬室長、鈴木部長、浦川課長及び青木弁護士からそれぞれの取組内容についての説明をいただきました。

御説明の内容につきまして委員の皆様方から御質問ご意見がございましたら御発言をお願いいたします。どうぞ、阿部委員。

○阿部委員 今お話を伺って非常にうつうつとした気持ちになりまして。なぜかと言いますと、ここで検討すべき事項というのは運用改善で高齢者・障害者の法的ニーズに応えることができるかどうかということの検討なのですが、やはり私これは限界が非常にあって、やはり志が高い、ボランティア精神だけではどうにもならない部分が非常にあると思うので、そういう金銭的と言いますか経済的な非常に支えが必要ではないかなというふうな思いを非常に強くいたしました。

以上です。

○伊藤座長 ありがとうございます。

いかがでしょう、どうぞ御自由に。それでは、細田委員からお願いします。

○細田委員 厚生労働省の方にお伺いしたいのですが、せっかくこういう地域包括支援センターというものを設置しておられるわけですね。ところがこの中身を見てみますと、総合相談支援業務あるいは権利擁護業務という本来法律専門家がある程度タッチをしていないと十分な機能を果たさないのではないかという思いがあるのですけれども。今現在どうもそういう法律専門家の方はほとんど余りタッチしておられないようにお聞きしました。

仮にこういうセンターの中に法律専門家を入れることによって、先ほど阿部委員が言われましたけれども、いろいろな経済的なこともありますので、それを厚労省の予算の範囲の中で法律専門家等の日当等も出しながら対応すべきと思うのですが、そこを検討していただきたいと思います。

と言いますのは、介護保険ができて成年後見制度ができた段階から、大変失礼な言い方をしますが、成年後見制度の本来の業務や法テラス等々、それは法務省管轄であり、厚労省の予算の範疇でない。財政的に豊かな介護保険というのがありながら高齢者の権利擁護にうまくリンクしていないというのが私の10年以上前から思っているところです。

そういう意味の縦割りをやめて何とか一体になっていく必要があるのではないか。こういうところで法テラスと連携しながらやっていくということをお考えにはならないのでしょうか。

○高橋課長 私どももぜひ法テラスさん、また法律専門職の方との連携はぜひ図らせていただきたいと思います。思っております。

御説明させていただいたように、地域包括支援センターとかまた地域ケア会議とかいろいろな場面で法律利害関係の解決が必要になるような事案というのも出てまいりますので、そうした中で個々現場でいろいろ地域の弁護士の協会の方とか法テラスの方とかにお願いしながらお助けをいただいているというそういう状況だと思いますので、そうしたところのバックアップを強めていただくと大変ありがたいかなというふうに思っております。

ただ、包括支援センターの中に今大体平均ここのお手元の資料で9ページにございますように、5人ぐらいの職員を常勤で配置をしていろいろな相談業務に当たっておりますけれども、これは各市町村の中学校区単位で一つずつぐらいこの支援センターという

のがありますので、これに全部常勤で法律職の方が配置するというのはちょっと社会的に費用対効果というところでどうかというところはいろいろ御議論があろうかというふうに思いますので。私どもとしてはそういう法律関係のトラブルがあるようなものについて関係機関の連携を強化してサポートをいただけるようなそういう関係を地域ごとのネットワークの中で構築をさせていただけると大変ありがたいかなというふうに考えております。

○伊藤座長 どうぞ、菊地委員、お願いします。

○菊地委員 すみません、コメントと質問と両方なのですが。伊豆市は市役所が修善寺にあって、三島、沼津から20キロあるわけです。さらにそこから奥に市が20キロあるんです、西海岸まで。この市町村合併で、それから国の行政改革でほとんど行政機能がなくなってしまったのです。郵便局の集配センターも三島に行きましたし、法務局も沼津に行きましたし、伊豆市は合併しておきながら伊豆市内に行政機能はほとんどなくなってしまった。そのような中で大体先進国に必要な機能はどんどん欠落しているわけです。しかし、問題はまさに超高齢社会なんかはそういった地域から始まっていくわけですから、そこに行政サービスの提供と現場で生きている市民との間のギャップが大きくなっているのですね。

そこで、一つお願いは、やはり総合相談窓口にしていただきたい。これは法律の専門家を含む総合的な相談窓口にしていただきたい。ちょっと別の例で恐縮なのですが、例えばうちも津波が来ます、土肥地区に。これは逃げてみないと10メートルなのか3メートルなのかわからないんです。この津波は10メートルだから逃げてください、この津波は3メートルだから大丈夫ですとは言えないわけであって。実は相談も行ってみないと法的相談なのかそうでないのかわからないんです。我々わからないから相談窓口が欲しいのであって、行ってみて、「いや、おじいちゃん、これ法律的に大変だよ、放っておくと」ということなのかどうかかわからないわけです。

ですから、ソーシャルワーカーなのかケアマネなのかだれに聞くかわからないけれども、地域包括支援センターのようなところに毎日ではないけれども、司法専門家も含む総合的な窓口という機能をつくっていただきたいということが一つなんです。

問題はそこから。それがどの程度の頻度で大丈夫なのか。例えば月に1回ならまあ何とかうちも間に市の職員が入りながらできるかな。週に1回はありがたいけれども、そこまで弁護士さんが来れるかなと。半年に1回は勘弁してください。それでは多分だれも相談に行きません。というところで、現実の問題、例えば沼津の法テラスから来ていただくとして、どの程度の頻度が可能なのかも今お聞かせいただければ伺いたいのですが。

○鈴木（啓）部長 第一事業部長の鈴木でございます。今いただいた御意見ですが、スタッフ弁護士だけではなく多分ジュディケアの関係も出てくるのだと思いますけれども。おっしゃられた趣旨は十分にわかりますので、月1回程度、週1回が望ましいけれどもということでございます。半年に1回ではちょっときついなというのも十分に配慮しながらちょっと検討させていただきますけれども。我々としてもそのようなことを検討しなければいけないのだという問題認識いただいたと思っております。

○菊地委員 一つだけ言い忘れました。実はこれはお年寄りや障害者だけではなくて、そ

れをサポートしているスタッフに対する安心材料にもなると思うのです。今日はちょっと具体的に申し上げませんが、障害者の入所施設だとかいろいろなところでうちの職員とかあるいは施設の利用者の事故とか、実は先般も病死があったのですが、亡くなった障害者のお母さんが相当メンタルで衝撃を受けて、その結果うちの職員に対してものすごく厳しい御指摘をいただいて、今度は職員が急激に萎縮してしまいました。

やはり弁護士さんを含む、法律専門家を含む第三者の相談機能があるかないかによって実はサポートする側のスタッフの安心材料にもなるということがございますので、こういう機能は大変期待をしております。

○伊藤座長 どうぞ、青木弁護士、お願いします。

○青木弁護士 青木ですけれども、先ほどのお話の延長で、ちょっときょう資料にもつけさせていただきましたけれども、愛知県では地域包括支援センター、郡部のほうも含めて、その百何カ所に弁護士が配置をします。それで月に1回は必ず行きましょう、それ以外は随時電話相談、出張などをしていただいて、必要があったら個別のところに出張に行きましようというのはその間に入れましようというような対応をしてやらせていただいています。恐らく毎週1回としてもニーズがあるときとないときでむらがあるということもありますので、少なくとも1回は行く、あとは随時に対応できるというようなことの仕組みをすればある程度合理的な制度設計も可能かなというふうに思っております。

○伊藤座長 恐れ入りますが、関連する発言も出ておりますし、進行の関係上、御発言はまた随時承ることにして、一応質問はここで一つの区切りをつけまして、高齢者・障害者に対する法的支援について、先ほど阿部委員からも御発言ございましたが、運用改善でこういったニーズに応えることができるかどうか、ちょっとそのあたりのことを皆様方の御意見をいただいてさらに先に進みたいと思いますが。その点はいかがでしょう。どうぞ、和田委員。

○和田委員 それでは、意見交換に入る前にちょっと質問だけさせていただきます。本日は皆様それぞれのお立場で社会においてニーズの高いお仕事に取り組んでおられるということで大変ありがたいと思っております。

青木弁護士からの御説明の中で、地域の福祉関係者支援機関等との連携が重要であるという御指摘、全くおっしゃるとおりだと思っております。それについてやはりボランティア精神だけでは無理で、持続可能にしていくためには何らか報酬をつけるとかそういう仕組みが必要ではないかという御指摘も確かにおっしゃるとおりだと理解しております。こういう社会福祉関係の方とのいろいろな連携というのはおそらくいろいろな種類の作業があり、単なる情報交換から法律相談という弁護士としての業務までかなり幅があるのではないかと思います。おそらくかなり密に社会福祉関係の専門の方ですとかそういう事業に従事される方と意見交換などをする中で、どの部分にどういうふうに報酬をつけるのかというのが、あらかじめ報酬を支払う側の方にもわかっていないと納得が得られないと思いますし、それがわかってないと逆に気軽に相談できないような感じになってしまうかと思えます。そこで、弁護士の方、法律専門家の方が社会福祉関係の支援機関の方との連携をする際に、どの部分にどういうふうに報酬をつけていくべき

なのか、その切り分けの基準ですとか、やはり財政は無限にはないものですから、そのあたりについてどういうイメージを持っておられるかをお伺いしたいのですが。

○佐藤委員 関連して。

○伊藤座長 佐藤委員、お願いします。

○佐藤委員 私も関連をしてお伺いをしたいと思っていました。前回の太田弁護士のお話とそれからきょうの青木弁護士のお話を伺って随分共通する活動だと感じました。そして日本のお話の中に、伝統的な民事法律扶助の枠内で対応できる問題と、その外に出てしまう問題、そのようなお話がありました。具体的にですが、例えば連携構築は非常に重要だと思いますが、それは現在の民事法律扶助ではひょっとして難しいのかもしれない。あるいは例えばケース会議であったりアウトリーチであったり、そういったものはどうなのか。

さらに私は、先生がおっしゃった専門家、専門職への法的助言というのは非常に重要だと思います。これは諸外国でも、セカンドティアードバイスとして重要な位置づけを与えられていますが、これも現在の民事法律扶助の枠組みではどうなのかという問題があります。

今和田委員からお話がありましたけれども、そういった活動にきちんとお金をつけられるのか、報酬をつけられるのか、このことによってそれらの活動が順調に進んでいくのかどうかがある程度決まってくるという気がいたします。

私はスタッフ弁護士と並んでジュディケア弁護士がこういう役割を担っていくことも重要なのではないかと考えているものですので、その点について関連してお答えをいただければと思います。

○伊藤座長 今の和田委員、佐藤委員お二人の質問に関しまして何か御意見ございましたらお願いいたします。

○青木弁護士 御質問ありがとうございます。

確かにどこでどう線を引くかというのは非常に重要な問題だというふうに思っています。我々はもちろん連携をするときにはまずは顔の見える関係というのをつくるので、さまざまな事例検討会にお邪魔したり、場合によっては飲み会をしたりとかいうのもいろいろします。ただ、恐らく一つの切り分けとしては、やはり法的な事務、法律事務として専門職の方々が必要としている場面における具体的な助言とか具体的な相談というものの一つの線を置くということが必要だと思います。

もちろん御本人さんや家族さんからそういう相談があるのを専門職がつなぐときにはそれで従来の運用の中でもできることがあります。本人は必要としていない、家族もない中で当該具体的にこの人の問題を相談をしたいとなったときには、もうこれは実際の相談と同種であるということできちっとした手当をしていただく。あるいは先ほども御指摘いただきました、専門家への法的助言というものも虐待対応で具体的に立入調査をしてもいいかということが法的判断が求められていると、これについての助言をしてほしいというオーダーがあればこれは法律事務の助言としてしっかりとお金をつけていただく。

ただ、地域ケア会議という中にも必ずしもそういう問題ではなくて地域の中の認知症の方を地域の皆さんとどうやって見守っていきましょうかというような議論で民生委員

さんやケアマネさんが中心になった会議があります。そこにも、太田弁護士も言ったと思いますが、出ていって一緒に悩むということは信頼関係としては大事だというふうに思いますが、それはただ法的事務になる場合とならない場合がありますので、そこに一律に法テラス側から援助するということができるかというのはやはり問題があるだろう。

ただもう一つは、厚労省サイドからも地域ケア会議というのは今は医療と地域の連携ということで強化していただけていますが、ゆくゆく必ず法律との連携というのも出てきますので、そういう中で最初の信頼関係を構築するための何らかの手立てというのは別の考え方で出すということはあるかもしれませんが、法律事務という一つの切り口で言うとやはりその具体的な法的な助言というものがある場合ということで、主体は今までのような運用のある本人とか本人の代理ということでは狭すぎるので、さまざまな主体が相談できるようにするというのではないかというふうの一つのメルクマールとしては考えています。

○伊藤座長 この問題大変本質的な難しい問題でございますので、ただいまの御説明を前提といたしまして、ここでも継続して考えていただきたいと思います。

先ほど申しました運用改善で高齢者・障害者の法的ニーズに応えることができるかというこの点につきましては、阿部委員からそれは限界があるのではないかと、ただいまの御説明を伺ってもという御発言ございましたが、ここでもそのような認識が共有されているというふうに承ってよろしゅうございますか。もしそうであればその先どうするかというここに進みたいと思いますが。

(各委員了承)

それでは、そのことを前提にいたしまして、高齢者・障害者に必要な法律サービスの在り方についての御意見をちょうだいしたいと思います。まず、法的問題を抱える高齢者・障害者を発見・把握する方策について、ただいまも関連する御発言ございましたが、法律相談の在り方及び法律相談以外の位置づけによる制度設計の是非、これが論点表にございますけれども、こういった点に関しまして御発言があればお願いいたします。

どうぞ、田島委員。

○田島委員 先ほどから特に高齢者・障害者の方はなかなか自分から相談に行くことは難しいという数字的な裏づけも出ています。認知機能が不十分な方は特に関連機関との連携のもとで援助を必要とする状態にあると思います。そういう方にアウトリーチをして問題の把握を行うという方法は非常に有効かつ必ず必要なものだと思います。

この方法を前提とすると、特に認知機能が不十分であればあるほど、アウトリーチしてみないとわからないということも多いと考えますので、事前の資力検査等を必要とする現在の法律相談では対応ができないのではないかと考えます。

法的サービスの入口となる法律相談の資力要件を撤廃できないかという検討は必要だと思います。特に、1回目のアウトリーチによる問題の把握を行うときには、とにかくつなげると、それが、先ほど菊地委員からもありましたけれども、法律的な問題なのかそうじゃないのか、素人には判断できませんので、「つなげる」ということに重点を置き、その対象者の範囲も限定すべきではないかと考えます。

以上です。

○伊藤座長 ただいま田島委員から法律相談についての資力要件の撤廃ないし見直しについての御発言ございましたが、この点に関しては他の委員の方はいかがでしょうか。どうぞ、先に細田委員からお願いします。

○細田委員 私も田島委員と同様の考え方をしているのですが、今言われるように最初の相談というのは御本人が来られるわけではないのですね。施設の方がこういう方がおられるとか、相談内容を十分に御本人が言えるのかどうか分からない。そこで付添に来ている社会福祉士の方とか介護士の方とかそういう方が具体的な話をしてきて御本人が中に入っていくというのが多分多いはずなんです。

そうしますと、一般的には相談というのは直接本人なのですけれども、そこに特定してしまうとなかなかアウトリーチできなくなるだろう。そういうことから言うと施設からの紹介、あるいは施設の方が一緒に来るという相談に多分なっていくのではないかと、いうふうに思います。

そのときに、弁護士さんあるいは司法書士等が個々に対応していいのかと思います。片方に組織があるわけですから、法律関係者も組織としてそれに対応していくという考え方が必要なのではないかと思います。そこに法テラスが介在していくべきであって、法テラスの中で紹介制度等を設けて相談にのっていくということを考えていいのではないかと、いうふうに思います。

それと同時に、先ほど言われますように、関係者の方もこの問題が法律問題なのか分からないけれども、とにかく相談したいというのが多いわけでありです。そのときの1回目の相談についてはいわゆる資力要件等は撤廃をしておいて、相談者が後期高齢者の方なら無償にする、あるいは障害者手帳等を持っておられる方は無償にする、そういうような制度を構築していければと考えているところです。

○伊藤座長 どうぞ、和田委員、お願いします。

○和田委員 私も今二人の委員から御発言がありましたように、最初の入口のところで必要となるアウトリーチとして、何らかのトラブルを抱えている人について、どのような問題を抱えているのか、抱えている問題がそもそも法律問題なのかどうかを判別することが、その後の支援につなげていくために非常に重要だと思います。それにもかかわらず、資力要件でがんじがらめになって、支援につながらないということになりますと、もともとこの法律の趣旨として考えているところと違ってくるように思いますので、入口のところの資力要件を外すことは検討に値すると思っており、私は賛成したいと思っております。

ただ、無制限に資力要件を撤廃するかどうかはまた別の話であり、例えばアウトリーチをして最初の法律相談をする中で、その人にある程度資産があるとかある程度資金的に余裕があるということがわかってきた段階で、その要件に当てはまらない方であればその後の法律サービス提供については料金を支払っていただくということは考えるべきではないかなというふうに思っております。

この資力要件については、今の資力要件を見直さなくていいのかということとは別に、議論されるべきだと思いますが、無限定に外すということについては私としては慎重に考えるべきではないかなと思っております。

○伊藤座長 わかりました。

ほかの方でただいまの点について何か御発言ございましたらお願いいたします。どうぞ、阿部委員。

○阿部委員 私も和田委員の意見に賛成です。なぜかという、やはりデータ的に見ても、新聞報道で1,600兆円という預貯金の中の大体74%が高齢者だということになっておりますと、なかなかすべてを無料にすることになると国民的なコンセンサスは得られないのではないかなというふうにも思います。

○伊藤座長 どうぞ、田邊委員、お願いします。

○田邊委員 今の資力のお話は、入口の相談の段階は資力を考えずに広くする、資力を考える必要があるのは、その後の代理援助をどうするのかという二つの場面があると思います。

入口の関係では、先ほど青木さんから、電話相談と今ある扶助の出張相談の二つがセットで広がっていくというお話もありましたので、一つは電話相談をどうするのかという課題はあるのだろーうと思います。そこに広げるとなるとやはり相談段階での資力確認はなかなか難しい、資力確認と矛盾することになるのではないかと思います。

○伊藤座長 ありがとうございます。

そういたしますと、特に法律相談、入口の段階、それを法律相談と位置づけるかどうかもございますが、資力要件についてはその特質を考慮して何らかの見直しをすることは必要であるけれども、しかし全体的にその資力要件の撤廃ということについてはやはり慎重に考えなければいけないという御意見が多かったように思いますが。しかし、取り立てて本日それを取りまとめるという趣旨ではございませんので、皆様方の御意見としてそれを本日は承ると、こういうことにしたいと存じます。

そして、ただいま田邊委員から御発言ございましたが、高齢者・障害者に対する代理援助、書類作成援助の在り方についても御協議いただきたいと思います。このテーマに関連いたしまして、田島委員から南高愛隣会の取組について御説明があると承っておりますので、まず田島委員に御発言をお願いいたします。

○田島委員 ありがとうございます。

南高愛隣会の取組の御紹介の前に、この代理援助とか書類作成についての意見もあわせて述べさせていただければと思います。

現在では裁判を前提としない生活環境の調整に係る支援というのは行うことができないと聞いておりますが、高齢者・障害者が求めている支援というのはむしろこの生活調整にかかわる支援というのが非常に大きな部分を占めていると感じております。当法人では罪に問われた高齢者・障害者に対して福祉的観点から支援を行っていますが、こうした生活環境調整には再犯防止という効果があるという手応えを感じています。また、そこには法律家の関与が絶対に必要と考えています。

その際、この代理援助や書類作成の援助などというのは非常に大切な部分を占めると思うのですが、この際の資力要件については入口のところでは撤廃ということで申し上げましたが、ここでは緩和ということが必要だと考えています。特に障害者においては一口に障害者と言っても知的、精神、身体あるいは最近は発達障害等もクローズアップされています。それぞれ障害特性がありますけれども、全体的に見るとやはり知的、精神の方には経済的に苦しい方が多いのではないかと考えております。

精神科医療の分野では自立支援医療という制度がありまして、その方の経済状況によって負担額が違ったり上限額が違うという制度がございます。このような制度を参考に資力要件を完全に撤廃するのではなくて、支払える方には支払っていただくということも国民の方の理解を得るのには必要なのではないかと考えます。

また、当法人では厚労省の社会福祉推進事業の中で参考と思われる取組をいたしておりますので、御紹介をさせていただければと思います。資料8を御覧ください。

この社会福祉推進事業の中で寄り添い弁護士という活動をしていますが、寄り添い弁護士は罪に問われた障害者についてその逮捕段階から社会復帰、地域定着まで継続してかかわる弁護士のことを言います。この施行から、刑事事件の弁護活動を行う国選弁護人による従来の対応のみでは支援として十分でないケースが存在することが明らかです。したがって、罪に問われた高齢者・障害者に対する支援の一端を弁護士が担うということは、円滑な社会復帰あるいは再犯防止の一助になると思われます。

また、この施行の中で、民事法律扶助を利用した支援も多数ありますが、収入資産による制限のため、破産申立て等の支援ができなかった方が具体的にいらっしゃったということもあわせて報告したいと思います。詳細はこの資料8を後で御一読いただければと思います。

以上です。

○伊藤座長 ありがとうございます。

ただいま田島委員から御発言ございました資力要件の緩和の考え方、あるいは御紹介がありました寄り添い弁護士についての概要と課題などに関連して、他の委員の方から御発言ございましたらお願いいたします。どうぞ、和田委員。

○和田委員 今、田島委員から御紹介いただいた、寄り添い弁護士というのは、おそらく非常にニーズが高いのではないかなと思って伺っていましたが、お話を伺っていると民事法律扶助を超える刑事的な手続に係る部分も多いかなと思います。それについては確かに、一貫して一人の方がかかわるのであれば、弁護士の方でないと難しい部分があるのかなとお話を伺いながら思いました。

それとはちょっと分けて、それ以外の高齢者・障害者の方の生活支援につながるような民事法律扶助についてどういう支援をしていくべきかという点について、発言をさせていただきたいと思います。

そういう刑事手続が絡まないような普通の高齢者・障害者の方の生活環境調整についても、確かに法律家の方、弁護士の方がかかわる必要がある場面もあるのだろうなということは、前回、今回のお話を伺って非常に強く思っておりますが、ただ、それらがすべて弁護士の方でなければできないのかということはよく仕分けをする必要があるかなと思っております。先ほどの発言とも若干通じるのですけれども、財源が無限にあるわけではない中で、ではどこにどういうふうに国のお金、皆さんから集めた税金をつけるかということについてはきちんと仕分けをする必要があるのかなと思ってます。弁護士の方がかかわるべき業務と弁護士の方でなくてもいい業務というのがやはりあるのではないかなと思うものですから、手厚い支援があるのはそれに越したことはないと思っておりますけれども、それを弁護士の方が担うのか、あるいは別の機関なり別の業の方が担うのかということについては仕分けをしたほうが弁護士の方には弁護士の方なりの

報酬がつき、そうでない方にはそうでないそれぞれの事情に応じた報酬がつくということ
とで合理的なのではないかなというふうに考えております。

○伊藤座長 どうぞ、阿部委員。

○阿部委員 まさしく私ども国民生活センター，それから消費生活センター，弁護士費用
を軽減するためには仕分けをしていただいて，これは消費生活センター，国民生活セン
ターで御相談をすれば情報の蓄積があるので，そこで無償です，行政ですから，そうい
う形で解決ができるという。それで迅速にそういう助言をしていただいてこちらのほう
につないでいただければ，費用の軽減という意味では非常に効果的ではないかなと思っ
ておりますので，それを強く望みます。

○伊藤座長 わかりました。

どうぞ，佐藤委員。

○佐藤委員 今までの話に関連して，今回の制度改正では，法律事務に関する援助につ
いてももう少し広く考えていくべきことが問われているように思っています。一つは，既
に出ましたが，行政手続的な援助という類型が必要だということを，特に高齢者や障害
者の場合に感じました。

もう一つ，これも既に出ていますが，専門家に対する助言援助という類型も重要だ
と思います。専門家に適切な助言を与えることを通じて，その専門家が実際の援助対象
者に対して適切に対応できるということです。これも今回援助対象としてぜひ位置づけ
ていくことが必要なのではないかと思います。

最後に，生活関係調整については，これは和田委員のおっしゃるとおりで，弁護士が
直ちにすべきことなのかどうかについては確かに議論の余地があるわけですが，ただ，
法律事務を処理していく中で必然的にそういう課題に遭遇する場面がある。つまり，法
律事務そのものではないけれども，法律事務の遂行に関連性をもつ生活環境調整という
場面がありそうでありまして，そういう場面で形式的に切ってしまうと受け皿がなくな
り，結局支援者がお互いに押し付けあう，あるいは譲り合うということにもなりかねま
せん。法律事務の遂行上密接な関連性があるというあたりは少し柔軟に考えていく余地
があると思います。

以上，3点です。

○伊藤座長 どうぞ，淵上委員，お願いします。

○淵上委員 福祉関係者に対する法律相談というのは今の民事扶助の枠ではできないとい
うふうに，これはそう思っております。一応運用改善の中で本人の代理という形で本人
の資力要件で相談ができるというところまでは体制はつくったのですが，先ほど
非常に限定的に青木先生はおっしゃいましたが，本人が相談する意思がない場合で社会
的支援者が相談をしたいといった場合に，本当にその高齢者の方を救済するためには私
は必要なのだと思います。この社会的支援者に対する法律相談というのは特別なもの
としてつくるべきだと思っております。

ただ，問題はこの社会的支援者という概念でございまして，隣の御老人が困っている
のではと隣家の人を社会的支援者と言うのか，それともやはり福祉機関の方をター
ゲットにするのか，そこら辺のところはきちっと制度は見たほうがいいのではないかな
と思っております。

○伊藤座長 どうぞ、佐藤委員。

○佐藤委員 改めて総合法律支援法を見ますと、30条7項に高齢者または障害者の援助を行う団体という規定がございます。そのような団体、あるいはそこに属するメンバー、あるいは資格を持つ専門家というのが考えられるのではないかと思います。

○伊藤座長 そういたしますと、皆様方の御意見を伺っていますと、基本的な考え方としてやはり法律事務や助言、代理に親しむものと、それから生活環境調整的なものとの切り分けというのが必要ではあるが、しかし、他方、先ほど来の御説明にも出てまいりましたけれども、両者というのが密接不可分、場合によっては渾然一体という現実があることも間違いないので、そのあたりをどのように考えていくかということと。そのことが前提になりますが、支援者に対する助言など、相談など、こちらの重要性というのもその問題と関係をしているものと思います。

今佐藤委員から御発言ございましたそのこととの関係で、関係機関との連携につきましても、論点表の1のウに関係機関との連携構築活動の在り方についてというのが出てまいりますし、またこれまでの御説明や御発言にも関係をいたしますが、エの高齢者・障害者の有する問題等に精通した弁護士等を適切に選任するための体制整備というのも論点表に入っておりますが、このあたりについてはいかがでしょうか、皆様方の御意見を伺いたいと思います。

どうぞ、菊地委員、お願いします。

○菊地委員 すみません、ちょっと考え方が今整理できないまま現状を申し上げたいと思うのですが、実はここ第一当事者、主管組織はどこになるかなということで随分考えたのですが、どうも思いつかないのですね。と申しますのは、だれが最初に相談に行くだろうかと思うと、家族でない場合も我々の現状からみるとあるのですね。

一番確率が高いであろうと思われるのは民生委員さんなのだと思います。民生委員さんは御存じのとおり個人情報保護法で相当萎縮してしまっていて、ましてや法的問題とかお金が絡みそうだなとなったら行かない可能性があるのです。それは先ほど御議論いただいた窓口を広くして何か悩みがありそうだよということで無報酬でという、そこでスタートを切っていただくとして。そうすると、社会福祉協議会と地域包括支援センター。実は伊豆市は消費者相談センターは伊豆の国市と一緒につくったのです。今法テラスからいただいている弁護士の研修生は伊豆市、伊豆の国市、函南町という昔の田方郡で2市1町で受けさせていただいているのです。療育支援になると今度は県の東部という。つまり、組合せがもうバラバラなんですね。

その中で、この関係機関というものは一体どういうふうに定義づけたらいいのだろうか。広域行政と勝手に言っても、今言いましたように2個の場合、3個の場合、東部の場合とありまして、果たしてこのような20年後、2025年以降大問題になるであろう社会的な課題を一体どこが第一当事者として仕切られるのか、その中に法テラスがどのように入っていくのか。

すみません、現状説明だけで恐縮なのですが。非常に市長としては不安な気が今いたします。

○伊藤座長 ただいま菊地委員から関係機関との連携といっても、その関係機関をどういうふうに想定するのか、そのあたりが大変難しい問題があるという御指摘ございました

が、いかがでしょうか。

○高橋課長 先ほどの私の資料ですと6ページのところになるのですけれども。地域包括ケアシステムを全国隅々まで構築していこうというようなことを今取り組んでおるのですけれども。基本的にはできるだけ在宅でお住まいできるように、また必要になった場合には施設サービスなんかも含めてというようなことではあるのですけれども。

右の下の方のところにあるように、概ね30分以内ぐらいで訪問介護とか必要なサービスが提供できるようなそういう体制を目指していこうというようなことで。私ども日常生活圏域という言い方をしておるのですけれども、大体中学校区単位ぐらいごとにそういう体制を構築していこうというようなことを考えております。

先ほどの地域包括支援センターというのもそういう単位ぐらいで配置をしていって、きめ細かいケアができるようなというようなことを、これは保険者である市町村長さんの皆さんにお願いをしてそういう取組をしているということでございます。

私どもの側から見てもやはり関係機関との連携強化というのは大変重要な課題であるというふうに考えておまして、介護保険法とか関係法律の中にもそういうようなことを入れ込んでおまして。いろいろなニーズに応じて法律関係であれば法テラスさんとか弁護士会の方だとかそういったところに御相談をつなぐということになってくると思えますし。それぞれまたいろいろな相談があり得ますので、消費者関係であればそうした消費者生活センターさんとかにおつなぎするというようなこと当然あると思えますので、そういうことをしっかりと私どもの側からもお願いしていきたいなというふうに思っております。

○伊藤座長 どうぞ、佐藤委員、お願いします。

○佐藤委員 関係機関との連携構築という場合、2通りの場面があると思います。一つは、ある地域の中で関係する機関・専門家をあらかじめ包括的に組織しておくという、既に総合法律支援法に書かれている連携構築の場面。もう一つは、具体的なケースを担当する弁護士なり司法書士が、個別に日常的な連携関係を作るという場面です。地域包括ケアはどちらかというと前者のイメージ、あらかじめカチットしたシステムをつくっておくということですが、それと並んで、個人レベル、もう少しインフォーマルなレベルでの日常的な連携構築も重要だと思います。それに対して今回、法改正をして何らかの位置づけを与えられないかと私は思っております。

○伊藤座長 わかりました。

○佐藤委員 念のためにつけ加えますと、スタッフ弁護士であれば日常の活動に吸収する形である程度対応できると思いますが、ジュディケアの場合にもそういう仕組みが何か考えられないかという問題意識があり、それで青木先生に先ほどお伺いをした次第です。

○伊藤座長 今の御発言にもございましたが、他方高齢者・障害者の有する問題等に精通した弁護士などを適切に選任するための体制整備、こちらもまた重要になるかと思いますが。このあたりについては何か御発言ございますか。どうぞ、田島委員、お願いします。

○田島委員 現在司法関係者の福祉に対する理解不足というのは、現在の福祉分野での供給のミスマッチを引き起こしていると思っています。この解消にはぜひ司法関係者の方に福祉のことを知ってもらうための教育やその体制整備は必要だと考えています。

当法人では、平成25年度から法テラスのスタッフ弁護士の研修を受け入れています。これが非常に効果を上げていていると感じています。特に福祉現場では先ほどからも少し話出ていますけれども、これが法律的な問題なのかそうでないのかという判断さえできないところに、やはり法律家の方が常にいてくださるということは非常にスタッフの精神的な安定にもつながりますし、実際利用者さんの利益にも直結していると感じています。

失礼な話ですけれども、余り福祉とか障害とかそういったことに興味がない弁護士さんが多い中で、ある一定の福祉に対する理解をしていただいたスタッフ弁護士が、またある程度の期間で法テラスに戻って、全国の法テラスにまた異動していく仕組みというのは非常に有意義なものではないかと考えています。

司法関係者に対する福祉分野の啓蒙といった役割が今法テラスの本来の業務ということではなくて、志のある弁護士の方たちがやってるということです。法改正も視野に入れてそういう福祉分野の啓蒙ということも本来の業務の一つとして行えるような制度改正ということを議論にしていきたいと思います。

以上です。

○伊藤座長 どうぞ、渚上委員、お願いします。

○渚上委員 日弁連の立場からも一応高齢者・障害者に関する研修等がどのように行われているか私から申し上げたいところなのですが。これは私よりも適切な青木先生がいらっしゃいますので、青木先生に譲りたいと思います。

○伊藤座長 青木さん、お願いします。

○青木弁護士 ありがとうございます。

少しあっちこっちのお話になりますが、まず現在のジュディケア弁護士がいかにして高齢者・障害者の特性を十分に理解した弁護士になるかということと言えます。一つは、当然研修をしまして、虐待なら虐待、あるいは成年後見なら成年後見、それから相談、先ほど言いました電話や出張に行く弁護士のそれぞれのリストをつくってしまして、そのリスクに載るための研修というのをやらせていただいています。

研修というのは非常に重要ですからもちろんするわけですが、やはりどうしてもオンザジョブと言いますか体験しながらやる、実際に出張してその方の生活環境に行ってみてそこで初めてつかむものというのはたくさんある。その中で障害の担当者の方とか支援者の方と一緒に動くことで初めて身につく、さらに関心を持つということもありますので、このオンザジョブを非常に重要視をしまして、そういった名簿に載った人が必ずすべての対応できるような配転をして、意識をするとか、あるいはそういったことを経験のある弁護士とペアで対応するとかいうようなことを各地で進めてきて。道半ばではありますが、そういうことをしてまして。全国的には日弁連のほうで研修プログラムをつくって、一つ一つの弁護士会ではできないようなところを補うというようなことをしております。

それから、修習時代ということも非常に重要だというふうに思ってます。修習生の1年間の間に高齢者・障害者のほうに必ず対応するというプログラムは現在はありません。これを任意のプログラムで選択型修習というのですけれども、そこで取り組んでいる弁護士会がありまして、1週間施設に御協力いただいております。そこで施設で実習をする。弁護士としての実習ではなくて介護士と同じような実習をして帰ってくると

というようなこともしていますと、そこから急に目覚めて、将来そういうのをする弁護士になろうということであちの委員会に入ってきてくれるというような弁護士も生まれていまして。

そういった修習時代にしっかりと、これだけ高齢社会になるわけですから、修習生みんながそういうことを体験をして、その中の何人かが専門性を持っていくというのも大事ではないかと。

さらに言うと、実はロースクール時代にその位置づけというのが今のところありませんで、一部の講座で行われていますが、やはり法曹養成の最初の段階からしっかりと位置づけていくということも大事だろうと。ただ、それは一定の中期的な計画ですので、やはり弁護士会としては今専門性のあった弁護士をとにかく1日でも早くつくり上げるということで、オンザジョブを中心にした研修体制を全国的に敷き、実際にやっていたいというので、これをもう少し強化していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○伊藤座長 ありがとうございます。

どうぞ、細田委員、お願いします。

○細田委員 日弁連さん等のそういう研修等々、大変すばらしいことをやっておられますし、ぜひとも今後とも続けていただく必要があると思うのですが。ただ、私が思っていますのは、そうは言いながら青木先生とか先般の佐渡の水島弁護士でしたか、その方たちの個人の特性と言いますかその方たちが一生懸命やっておられ、その地域等々ではうまく広がっていく。ところがそれが全国的な組織としてきちっと対応できるのかというと、それはさすがの日弁連さんも個々の単位会の弁護士さんを強制するわけにはいかない。そうしますと、大変熱心な単位会と、全く対応できない単位会というのはおのずから出てくると思うのです。これは私ども日司連のほうでも同じですから、どれだけ旗を振ったところで興味を持つと言いますかそういうことに熱心な人が誰かいない限り前へ進まない。そうしますと、誰か熱心な人が出てくるのを待つのか、これは多分組織的な対応としては無理だろうと思います。そうしますと何らかの形で運用改善ではなく、法的な整備をしていく必要があるだろうと思います。

法テラスの地方事務所の中にスタッフ弁護士さん、これも大変なのですが、3年間で大体代わっていかれます。熱心な方がおられるとそのときはいいいんですが、その方が代わって違う人が来たときには全くその組織が衰弱してしまうというのも実態であります。そうしますと、それでは何のためにやっているのかわからない。だから、法テラスの中の地方事務所等に障害者対策あるいは高齢者対策というものの位置づけをする、義務づけをしていくということも必要なのではないのでしょうか。そのためには運用改善と言われるより法的に整備をすることが必要なのではないかというふうに考えています。

○伊藤座長 わかりました。

どうぞ、佐藤委員。

○佐藤委員 次回のDV関係もそうだと思いますが、これからの法的支援の充実ということをお考えするとき、やはり専門性を持った人材の育成が重要だと思います。青木弁護士がおっしゃられたように弁護士の継続研修は重要だと思いますし、また、私は大学におりますので法科大学院でそのような専門的なプログラムを組むことも重要なのだというこ

とを改めて自らの課題として受けとめました。

その上で今の細田委員からお話があった全国的な展開の必要性との関連で、冒頭事務局のほうから御紹介をいただいた資料を簡単に御説明をしたいと思います。

前回事務局のほうから、人口に占める高齢者の比率と、それから民事法律扶助の被援助者に占める高齢者の比率に関するデータをお示しいただきました。そのねらいを付度いたしますと、人口に占める高齢者の比率に対して民事法律扶助の被援助者に対する高齢者の比率は非常に少ない。そこには潜在化しているニーズがあることが示されている、そういうことであろうと思います。

そこでこのデータを改めて都道府県別に集計いたしますと、そこにあるように真ん中より右側に全国平均をグリーンで示していますが、それよりも比率が少ないのはどちらかという大都市圏であります。前回の太田先生が東京、あるいは今日の青木先生が大阪活発な取組がなされているのは大都市ですが、そこではむしろ潜在化しているニーズは全国平均よりは少ないとも言えます。これに対してずっと見ていただくとわかるように、いわゆる地方では人口に占める高齢者の比率と、民事法律扶助の被援助者に占める高齢者の比率の差というのは非常に大きいのです。そういたしますと、むしろ地方でもと言いますか、地方を含めて全国でこういった高齢者の潜在化したニーズを拾い上げ、それを掘り起こす活動が重要である。先ほどの細田委員のお話もそういう文脈の中に位置づけ、全国的な制度として考えていくのが重要であろうということを改めて感じた次第でございます。

○伊藤座長 ありがとうございます。大変わかりやすい内容かと思います。

それでは、このあたりで10分ほど休憩をいたしたいと思います。

説明をしていただきました方々、ありがとうございました。

(休 憩)

○伊藤座長 それでは、会議を再開いたします。

引き続きまして、議事の3番目でございますADR利用者に対する法的支援につきまして、鈴木参事官、相原事務局長及び山本教授から説明をいただきます。お手数ですが、お三方、こちらにお移りいただけますでしょうか。

よろしいですか。では、まず法務省大臣官房司法法制部、鈴木参事官から、認証ADRにおける法律扶助の活用についての説明をお願いいたします。

○鈴木参事官 法務省大臣官房司法法制部参事官の鈴木でございます。本日は認証ADRにおけます法律扶助の活用についてお話をさせていただきます。

そもそもADRと申しますのは、一般に裁判によらず紛争を解決する手段、方法等を総称するものでございまして、英語のオールターナティブディスペュートリゾリューションの頭文字をとってADRと呼ばれているところでございます。

認証ADR制度とはあつせん、調停などの和解の仲介を行う民間事業者から申請があった場合に、法定の基準・要件を満たしているか否かを審査し、これに適合する場合に法務大臣が認証し、認証を受けたADRを利用した場合には時効中断効などが付与されるという制度でございます。

認証ADR制度は紛争の解決を図るにふさわしい手続を選択することを容易にし、国民の権利義務の適切な実現に資することを目的とするものでございます。これは司法制

度改革の一環として制定された裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律、いわゆるADR法でございますが、これに基づきまして平成19年4月1日に運用を開始し、現在128の民間事業者が認証を受けて活動しているところでございます。

認証を受けましたADR事業者の取扱分野はさまざまな分野に及んでおります。例えば弁護士会などが行う民事に関する紛争全般を取り扱うものもあれば、製造物責任、土地境界、特定商取引、下請取引、ソフトウェア、労働問題、夫婦関係、事業再生、留学、医事紛争、ブランド品売買、不動産の価格、旅行、宿泊契約、知的財産、自転車事故に関するものなど、多様な広がりを見せております。

取扱実績につきましては、平成24年度で合計1,284件となっており、全体としては増加傾向にあるところでございます。

先ほども申し上げましたとおり、認証ADR制度は平成19年4月に運用が開始したところでございますが、ADR法にはいわゆる見直し条項が置かれております。これを受けまして、法務省におきましては昨年2月から本年2月にかけてADR法に関する検討会を開催し、認証ADRの発展、拡充を図る観点から、さまざまな論点について有識者の委員の先生方に御議論いただいたところでございます。

なお、ADR法に関する検討会の座長は本検討会の伊藤座長にお務めいただいているところでございます。

同検討会の議論の経過及び結果につきましては本年3月17日に公表いたしております。

この報告書の概要につきましては、資料9、ADR法に関する検討会報告書の概要、こちらを御覧ください。こちらにございまして、同検討会におきましては認証ADRの魅力を高めるための施策、認証ADRを利用しやすくするための施策、その他の施策について御議論いただいたところでございます。

これらの議論のうち、資料9の中段の黄緑色の囲いの中にある認証ADRを利用しやすくするための施策、この二つ目の○の法律扶助の活用、こちらにございまして、同ADR法に関する検討会においては認証ADRにおける法律扶助、代理援助の利用促進という点において言及がされておりますので、この点を御紹介させていただきたいと思っております。

続きまして、ADR法に関する検討会報告書には、認証ADRにおける和解の仲介においても、代理人が選任されることが望ましいと考えられる事案があり、このような事案について必要な場合に法律扶助が十分活用できるよう、法改正の検討も視野に入れつつ、日本司法支援センター（法テラス）における運用改善をはじめとする積極的な検討が行われることを期待する、と取りまとめられているところでございます。

法テラスが行う民事法律扶助とADRの関係につきましては、一般の国民にとって敷居が低く、利用しやすいことが利点の一つであるADRにおきまして、そもそも弁護士等の代理人を選任する必要があるのかということ自体が議論となり得るところでございますが、例えば複雑困難な事件ですとか、調査、調整が必要な事案等においては代理人が存在することにより、より適切迅速な紛争解決を期待できるとされたところでございます。

他方におきまして、現在の総合法律支援法のもとでも、同法第30条1項2号イにお

きまして、代理人に支払うべき報酬及びその代理人が行う事務の処理に必要な実費の立替えを行う代理援助につきましては、民事裁判等手続に先立つ和解の交渉で特に必要と認められるものに該当する場合において利用し得るものとされております。この条文から民事法律扶助はADRについても利用可能であると解されているところでございます。

ところが、実際にはごく一部の利用にとどまっているという現状がございまして、平成25年4月1日から平成25年9月30日までの法テラスの一般の民事法律扶助における代理援助の事例は4件にとどまっているところでございます。このように認証ADRに係る代理援助事例が少ない理由といたしましては、総合法律支援法の条文上、民事裁判等手続に先立つ和解の交渉で特に必要と認められるものに該当する場合に利用し得るとされており、このように特に必要という文言が用いられていることから、ADRにおける代理援助の利用はごく例外的に認められるにすぎないという誤った理解が一般に広まっていることが指摘されているところでございます。

また、現在の運用上、申立手数料の実費については本人負担とされていること。それから、代理人となるべく弁護士等に対し各認証ADR事業者の特色や手続の概要が十分に浸透していないことなどが阻害要因となっている可能性が指摘されているところでございます。

そこで、同検討会の取りまとめといたしましては、認証ADRと法律扶助の適切な連携の観点から、法改正の検討も視野に入れつつ、法テラスにおけるADRの手続の利用の周知や申立手数料等の援助、ADR機関に関する情報の充実等の運用改善をはじめとする積極的な検討が行われることを期待することとされたところでございます。

認証ADR制度を所管する法務省といたしましても、民事法律扶助が利用しやすくなることによりADRがさらに発展、拡充していくことを期待するものでございます。

このような観点から充実した総合法律支援を実施するための方策を検討するに当たっては、ADRとの関係についても御検討いただければ幸いです。

私からの御説明は以上でございます。どうもありがとうございました。

○伊藤座長 ありがとうございました。

続きまして、日本司法支援センター本部事務局、相原局長から、ADR手続の代理援助に関する運用改善についての説明をお願いいたします。

○相原事務局長 日本司法支援センター事務局長をしております相原でございます。ADR手続の代理援助に関する運用につきまして、資料10を御覧ください。

今の現状につきましては先ほどの鈴木参事官からの御説明にあったとおりでございます。法テラスにおきましてはいわゆるあっせん型、調停型のADR手続について示談交渉事件に準じて代理援助の対象としてまいりました。しかしながら、総合法律支援法に明確に規定されているわけではなかったことから、積極的に利用されていない。先ほどおっしゃったように数カ月で3件、4件というような状況でございました。

ただ一方で、多様な紛争解決手段に対応できるということは望ましいということ。それから、さらに震災ADR、こちらにつきましては平成25年4月1日から同年9月30日までの件数が700件弱という状況でございます。また先ほど御説明がありました本年3月17日に公表された検討会報告書におきまして、当センターに運用改善をはじ

めとする積極的な検討が行われることを期待するとまとめられておりました。

それに従いまして、現在運用として考えているところを御紹介いたします。まず、ADR 手続の利用の周知でございます。これにつきましては先ほどの御紹介もありましたように、利用できないという誤解があると思われることから、かなり制約的にということで余り広報していなかったということもございまして、そういう誤解がありますことから、何らかの方法でADR 手続も示談交渉事件に準じて代理援助の対象になることを受任者に通知したいと考えております。ただ、現状におきましてはADR 手続の範囲はいわゆる行政型、民間型を問いませんけれども、あくまで和解の仲介を行う手続を対象とし、仲裁手続は対象としておりません。

次に、申立手数料等の援助でございます。これにつきましては追加して支出ができるようにすることを検討しております。

それから最後に、ADR 手続の援助に当たっての審査につきましては、これは手続が適正かつ公正に紛争を解決することができるものであることが要件となります。いわゆる認証ADR につきましては、当然に上記要件を満たすものと考えられますが、それ以外の非認証ADR につきましては、申込者に疎明資料を求め、審査において要件該当性を判断することを現在予定しております。

以上でございます。

○伊藤座長 ありがとうございます。

ただいまの相原局長のお話にも出てまいりましたが、仲裁手続に関する法律扶助の適用につきまして、最後に一橋大学の山本教授から御説明をお願いいたします。

○山本教授 一橋大学の山本でございます。資料 1 1 に基づきまして御説明をさせていただきます。

この資料 1 1 は仲裁手続に関心を持ち、研究をしている学者グループと言いますか、早稲田大学の道垣内教授、京都大学の山田教授と私の連名で共同で作成させていただいているものでございます。

ここで述べていることは、結論的にはぜひこの仲裁型のADR についても法律扶助の対象としていただきたい、すべきであるという結論になるわけですが、大きく理由は 3 点ここには書かれています。

第 1 に、1 ページの下の後半のところから書かれていますが、理念的な問題として、司法制度改革審議会では御承知のようにADR は裁判と並ぶ魅力的な選択肢となるように、その拡充、活性化を図るべきとされて、先ほど御紹介のあったADR 法なども制定され、仲裁法も制定されたわけであります。

他方、総合法律支援の趣旨は、私の理解しているところでは国民の正義へのアクセスを拡大する、広い意味での司法へのアクセスを拡大するものということではないかと思いますが。そうだとすれば、個人の紛争解決の方法として仲裁という手続がもし望ましい事案があるとすれば、そしてそれは必ずあると思いますけれども、そういうものの利用について個人の資力にかかわらず利用できるということを国家として保障するということが必要ではないかというふうに思われるということです。

とりわけ、2 ページ注 7 に書きましたけれども、2 ページの注 7 ですけれども、既に当事者間で仲裁合意があるような場面を念頭に置きますと、この場合には仲裁合意があ

りますので、裁判は利用することができません。ところが、その一方当事者が十分な資力がないとすれば、この仲裁合意に基づく仲裁手続がうまく使えない場合があり得ることになるわけでございまして、そういうような事態、結局裁判も受けられず、裁判での法律扶助も受けられず、仲裁手続を利用せざるを得ないわけですが、仲裁手続においては法律扶助がないということだとすれば、資力にかかわらず十分な正義へのアクセスを保障しようとした総合法律支援の理念に戻る結果になるのではないかということ懸念しております。

第2に、2ページの上の次にと書かれているところですが。ここで書かれているのは国際的な潮流で、個人を対象としても仲裁手続というものが活用されることが国際的に見られるということでありまして。そこではEUのディレクティブで消費者が事業者に対して仲裁その他のADRを申し立てるための共通システムを構築するということが行われているということでありまして、とりわけインターネット、電子商取引等の場合に消費者がインターネットを介して仲裁を行う、いわゆるオンライン仲裁というものがヨーロッパあるいはそれに限らずアジアなどでもシンガポールなどでそれが活用され、またUNCITRALなどの国際的な組織においてもそれを活性化していこうというような動向がございます。日本も遠からずそのような状況になっていくのだろうというふうに考えられるわけで、その時点で消費者に十分な資力がない場合にも、そういう手続を利用することができるような手段というのは今から考えておく必要があるのではないかということです。

最後に3ページの上からでありますけれども。現時点の仲裁手続を考えても幾つかやはりこういう法律扶助の対象にする必要があるのではないかと思われるものがあるということです。行政型ADRとして建設工事紛争審査会の例を挙げております。建設工事紛争審査会、住宅の瑕疵等をめぐる紛争において個人が当事者になることがあるわけですが、そして一般に弁護士代理で手続は行われておりますけれども、それに対して資金援助をするような仕組みというのはございません。

また、民間型ADRの例としては日本スポーツ仲裁機構の例を挙げております。これは仲裁法上の仲裁であるかどうかについては議論のあるところでありまして、広い意味での仲裁であることには間違いなくて、実際にスポーツ選手がスポーツ団体を訴える場合にはスポーツ選手の側に十分な資力がないというケースがまま見られます。これにつきましては現在民間の支援システムというものが一定程度ありまして、そういう選手等に対して弁護士費用等を援助するという仕組みがございますけれども、これは予算的な制約もあって完全なものではありませんし、また恒久的なシステムでもありません。

そういう観点からすれば、現在の幾つかの仲裁の事例においても法律扶助の対象とされるべきものはあるのではないかということで、理念的に見ても、あるいは司法制度改革等の我が国の従来の司法政策の観点から見ても、国際的潮流から見ても、あるいはそういう萌芽的なニーズが生じている分野があるということにかんがみても、現時点で法改正を行って仲裁手続についても法律扶助の適用対象に含める方向で考えるということが正義へのアクセスを保障するという総合法律支援の理念に合致するものではないかというふうに考えている次第であります。

以上でございます。

○伊藤座長 ありがとうございます。

ADRの拡充、そのことと法テラスとの関係の確立、さらに進んで仲裁手続と法律扶助の必要性などにつきましてお三方から説明をいただきました。

どの点でも結構でございますので、御質問御意見などをお願いいたします。どうぞ、佐藤委員。

○佐藤委員 この問題も大変重要だというふうに思っておりまして。ADRには、裁判手続にないいろいろなメリットがある制度だということは皆さん御承知のとおりです。紛争当事者の自主的な解決を促進するとか、あるいはまた専門性を組み込めるということに最大のメリットがあると思っています。裁判手続と並んでこのADRを利用しやすくする制度改正が必要ですが、そのような観点から、民事法律扶助についても、ADRの利用を後押しするような制度や運用の改善がなされていくことは重要だと思います。先ほど既に法テラスのほうでも幾つかの運用の改善を検討されておられるようですし、また、扶助対象を仲裁手続にも広げる山本先生の御提案も非常に納得をしながら聞いておりました。

他方で、ADRというのは非常に多種多様なものがございます。むしろその多種多様性の中にADRというもののメリットがございますので、ここはなかなか難しい問題かと思いますが。やはり何らかの線引きは必要ではないかと感じます。そういたしますと具体的にやはり認証ADRで線を引くというのが一つの合理的なやり方と思っております。

そういたしますと、そこから先にもう一つの課題として、この認証ADRの制度を適切に運用していくことによって認証ADRの品質保証をしていくという観点も重要になってくると考えます。この点もしも補足説明をいただけるのであれば法務省のほうから説明をいただければと思います。

○伊藤座長 ただいま御質問がありました認証制度の適正な運用などに関して、鈴木さん、補充的な発言ございましたらお願いいたします。

○鈴木参事官 そこに入る前に1点なのですが。今認証ADRというところがあったところですが、ADRの検討会の中でも少し委員から御指摘あったところですが。この法律扶助の対象となるものが当ADR検討会の中では認証ADRに限るという仕切りでは必ずしもなくて、例えば弁護士会が行っているようなADRですとかそういったものについても適用の対象、議論の対象となるという前提で議論が進められたことを御紹介させていただきたいと思います。

あと、認証につきましては法務省におきましても、きちとした手続を踏んで適切に対処させていただいておるところで、反社会的勢力の介入を防止するための施策ですとかいろいろな取組をさせていただいているところですので、その点は適切に運用してまいりたいと考えているところでございます。

○佐藤委員 御指摘いただいた第1の点については私の発言がやや舌足らずだったと思います。例えば労働審判のような司法アネックスのADRとか、あるいは弁護士会が運用するADRはこれは安心して使えるということによいと思います。それに対して、民間型のADRについてはどこかで線引きをする必要はないのかという問題関心から、その

点だけ申し上げました。失礼いたしました。

○伊藤座長 わかりました。

○松井参事官 運用関係で法テラスのほうから補充して御説明いただいたほうがわかりやすいかもしれませんね。

○生田課長 それでは、扶助を担当しております課長の生田と申します。

運用に関しまして、先ほど御指摘があったとおり、現状ではあくまで和解の交渉に役立つ手続をちゃんと持っているADRでないと援助する意味がありませんので、そこをどうやって選別していくかというのは一つの問題ですし、これからもうちょっと詰めていかなければいけないところだとは思っています。

今考えているのは、基本的には当事者のほうからこういうADRを利用したいのだと、そしてそのADRの内実はどういうものなのだという資料を出してもらった上で、あとは認証ADRにおける審査の基準なんかを持ちながら法テラス内部で適切に選別していくことが必要だろうと、その枠組みとか基準についてはもう少し工夫が必要だろうというふうには思っております。

○伊藤座長 ありがとうございます。

どうぞ、ほかに御意見御質問ございましたらお願いいたします。どうぞ、阿部委員。

○阿部委員 ごめんなさい、これはわからないので質問なのですが。私も東京都の行政型ADR、建築工事紛争審査会のほうに相談員を何年かやっていて2件ほど御案内したことがあるのですが。そういうときの何か私の理解が不足しているのですが。行政型だどそういう援助的なところが行政のほうからあるのかななんて勝手に思っていたのですが、そういうことではないのでしょうか。

それから、件数的なものとか、私が長い相談員の生活の中で余りこういうところ、この行政型のADRを御紹介したことがないものですから、大体件数的にどのくらいあるのかということはおわかりでしょうか。

○伊藤座長 法テラスの方から。

○生田課長 それでは、引き続き私から。

扶助の適用があるADRの件数としては本当に一桁なのだろうと、過去の累計から見てもですね、なのだろうと思っています。なぜかという、結局受任者、いわゆる弁護士、司法書士がそもそもADRを使い慣れていないという部分があって、というのはADRの情報が必ずしも周知されている状況ではないので、こういう紛争だったら裁判にいきなり持っていくよりもADRを使ったほうが迅速な解決に資するのではないかなというところまでなかなか思い至らないというのが背景としてはあるのだろうと思います。

それに加えて法テラスの援助としてADRも立替えの対象になるのだというところが必ずしも周知されていなかったということも相まって、法テラスとして扱っている案件が非常に少なくなっていると。私見もはさんでおりますけれども、そういうことなのだろうと思っています。

○伊藤座長 どうぞ、山本教授。

○山本教授 今の御質問が建設工事紛争審査会についての御質問であるとすれば、ちょっと私統計を調べてきましたけれども。平成24年の統計ですと、建設工事紛争審査会と

いうのは御承知のように中央と都道府県に置かれているわけですが、中央の建設工事紛争審査会では仲裁の申請件数が7件、調停が40件。都道府県の審査会では仲裁の申請が31件、調停が67件ということです。ですから、あわせて仲裁で38件、調停で107件ということになりますが、大体この件数は毎年同じぐらい、仲裁が20件～30件台、調停が100件少しぐらいの件数であるというのは毎年そういうような状況にあるというふうに承知しています。

○伊藤座長 わかりました。ありがとうございました。

○阿部委員 扶助は非常にそういう申請は少ないということですね。

○相原事務局長 ないです。ないに等しい。数件ですね。

○伊藤座長 どうぞ。

○山本教授 私も建設工事紛争審査会の仲裁などをやっているのですが。事務局等から伺うところでは、個人が仲裁ないし調停の当事者になるということはそれなりの件数あるということなのではすけれども。ただ実際には個人になる場合は注文者で、その住宅建設を頼んだらそこに瑕疵があったとか、そういう話で。そうだとすればその個人の人は少なくとも土地とか建物を財産として持っている人であることが普通なわけですね。ですから、そういう意味では全く資力がない人ではないので、そういう申請手数料とか弁護士費用とかで本当にどうしても困っている人というのをそんなに見かけることはないというような話は伺いました。

○伊藤座長 どうぞ、細田委員。

○細田委員 山本先生、せっかくですので、日本スポーツ仲裁のほうは具体的に年間どの程度のものがあるのでしょうか。

○伊藤座長 どうぞ、山本教授、お願いします。

○山本教授 スポーツ仲裁においては、これは要するに何で自分がオリンピックの代表にならないのだとかというような不服のケースですけれども。これ申立件数というのは機構としては公表していないのですが、仲裁判断についてはすべて公表しておりまして、その仲裁判断の数を申し上げますと、2013年が8件、2012年が3件、2011年も3件ということでありまして。それから、ドーピングについての紛争というのが最近非常に増えているのですけれども、そのドーピング紛争についての仲裁というのが2013年に1件、2012年に1件といったような件数があります。そういう意味で毎年一桁程度の件数であるということです。

○伊藤座長 どうぞ、菊地委員、お願いします。

○菊地委員 すみません、検討会の場で自分の勉強のような質問で恐縮なのですが。ADRって全然知らなかったものですから。実は市長をやっているものすごいんですね、市民の皆さんからのいろいろな本当に信じられないほどいろいろな数の。弁護士を知らないで市長なんかできないような時代なのです。

その中で私が非常に苦しかったのは民民の問題だったのです、本来は。住宅地開発で家にちょっとひびが入った方がいて、被害者なのですね。ところが、どうしても市を訴えないと気が済まないということで、結局は我々としても担当者が3時間も5時間も毎日苦情を受けるので、もう裁判やってくださいという感じだったのですが。結局行政が勝ってしまって、被害者の方がさらに住民訴訟を起こしてさらに負けるという結果でし

た。もともとその方々は裁判なんかしたくなかったはずなんです。こういったとき、裁判は嫌でしょうから、例えばADRがありますよと、これ情報提供していいものなのではないか？というのは、もともとの問題が民民の問題だったものですから、そういったケースのときに我々が、いや、こんな解決方法もありますよとサジェッションすることがこのADRというのは許されるような枠組みなのではないでしょうか？

○伊藤座長 どうぞ、渚上委員。

○渚上委員 御紹介をいただきたいと思います。静岡県弁護士会でも仲裁センターを持っていると思います。それともちろん建築工事の関係もあります。むしろ私たちのほうの広報活動が不十分なのかなというふうに今お聞きしておりました。

○伊藤座長 どうぞ、相原局長、お願いします。

○相原事務局長 先ほど数件のうちの民事法律扶助のADRを利用した中で学校のいじめ問題なんかで弁護士会のADRを利用したという例がありました。これはやはり証拠が少ないことから、裁判までする状況ではないときにADRを利用して専門家にきちっと話を間に入れてもらうというようなことをなさったようです。

それから、ネット上の誹謗中傷についての相手がわかっているようなときには、裁判までいくまでに、調停というのもあるのですけれども、ADRを利用されたというのが過去の事案であったと思いますので。勝ち負けというのではなくて、間に専門家に入ってもらって言い分をきちっと聞いてもらうというのは意味があるのではないかと思います。

以上です。

○伊藤座長 菊地委員がまさに御指摘になったような問題意識があり、ADRのいわゆる認知度向上について先ほど鈴木さんが御紹介いただいた検討の中でもやはり、それがさらに法テラスとの関係につながっていくと、こんなような状況だと思いますが、もしか鈴木さん、今の点について。

○鈴木参事官 今座長から御指摘あったとおり、ADRの認知度がまだ低いというのが当検討会においても大きな議題でございまして、その認知度をいかにして高めていくのかということを議論してきたところでございます。

法務省におきましてもホームページ等で認証ADRの事業者一覧などを掲示するなどして今広報に努めているところでございますが、さらにこれを拡充していこうということで今取組を進めていこうとしているところでございます。

○伊藤座長 こちらもぜひよろしく。

どうぞ、和田委員、お願いします。

○和田委員 今、皆さんのお話を伺ってしまして、あっせん、調停型のADRについては法テラスさんからの御説明によると、運用改善により、このADRの検討会の報告書で指摘された問題については解決できる方向であるというふうに理解いたしました。

そして、山本先生から御指摘があった仲裁型の方については、法改正をしなければ解決ができない問題なのだと理解いたしました。

考え方として、山本先生から御説明がありましたように、国民の中に生じている何らかの法的紛争を解決する手段として、裁判に限らずこの仲裁というものも当然あり得る

と思いますので、それに対する支援というのは考え方としては私は入ってもおかしくないというか、あり得るのではないかなというふうに先生の御指摘を伺っていて思いました。

ただ一方で、この総合法律支援法の条文からすると、民事裁判につながるようなものでなければならないというところがハードルになっていると理解したのですが、総合法律支援法ができたときにも既にADRというものは世の中にあったのではないかと思います。そうすると、わざわざこういう条文になっているのは何らかの立法当時事情があったのか、仲裁というものを利用するということが余り想定されていなかったのか、それともそこについては支援しなくてもいいとしている何らかの理由というか、立法当時の議論の経緯ですとか、よく経団連でも法改正を要望するときに立法事実があるのかという生意気にも言うことがあるのですけれども、その法改正をするに足るだけのニーズが熟したものがあるのかどうかとか、そのあたりについて当時と現在とで違っているのかということについてはぜひ見極めができるような情報提供をお願いできればと思っています。

○伊藤座長 そのあたりの経緯については山本さんがお詳しいと思いますが、もし何か補充していただければ。

○山本教授 これは私のペーパーの1ページの注1に、もともとこの総合法律支援保護の前身として民事法律扶助法があり、それを制定するについて法律扶助制度研究会というのが法務省で置かれて、伊藤先生がむしろ中心であられたわけですが、私も末席にいました。

そのときの私の理解では、必ずしも、そこに書きましたように、報告書では弁護士会による仲裁制度等、当時弁護士会はまだ既に仲裁というのがありましたので、それも対象にすることは考えられるというふうにされていたのではないかなと思うのですけれども。ただ恐らく、この法律扶助制度研究会の民事法律扶助制度の理念というか考え方は、裁判のアクセス、裁判を受ける権利を保障するというところが中心としてありました。そこでももちろんコアとなるのはまさに裁判、訴訟なので、まずはそこを充実させようという基本的な考え方があったのであろうというふうに私は理解をしています。

注1に書いたように、私は当時からその仲裁等も対象にすべきではないかというふうに考えていたのですが、恐らくその後の事情の変動、立法事実かどうかわかりませんが、その後司法制度改革、この法律扶助法が制定されたのはまだ司法制度改革が行われる前のときだったわけですが。その司法制度改革の中でADRというものが非常にクローズアップされて、それを最終的には裁判と並ぶ魅力的な選択肢として国が支援していこうと、育てていこうというのが一種のコンセンサスになっていったというところがあるのだと思います。

ですから、私自身は今この総合法律支援法の考え方としては、民事法律扶助法自体のように裁判というものがコアであることは間違いないのですけれども、その周辺に広義の司法というか広義の救済というか、そこにADRとかそういうものが含まれていて、そういうものもやはり総合法律支援の対象になるべき時期にきているのではないかなというのが私の理解であるということでもあります。

○伊藤座長 ありがとうございます。

○松井参事官 山本先生が御指摘になられた資料については次回以降の会議において配付したいと思います。

○伊藤座長 それでは、もうほぼ予定の時間になりましたので、他に特段の御発言がないようでしたら、本日の第2回検討会はこのあたりで終了にしたいと存じます。

そこで、事務局から今後の日程等についての説明をお願いいたします。

○松井参事官 次回第3回の検討会は4月25日の金曜日、15時から18時に、テーマといたしましてはDVストーカーと被害者に対する法的援助、それから法テラスの受託業務について御検討いただきたいと考えております。第3回につきましては中野坂上にごきます法テラス本部の会議におきまして会議を開催し、せっかくの機会でございますので、希望があられる方につきましては会議の開催前に法テラス本部の視察の機会を設けたいと考えております。

それから、議事録についてでございますが、事務局において原案を作成した後、御出席の委員の皆様にご内容を御確認いただき、最後に座長の御確認をいただいてから公表いたします。

○伊藤座長 それでは、本日はとりわけ前半で御説明をいただきました5名の方々、また後半で御説明をいただいた4名の方々に対しまして厚く御礼を申し上げます。ありがとうございました。

これをもちまして第2回検討会を終了いたします。

御苦労さまでございました。

—了—